

## 第Ⅱ部

フランス革命期の公教育検討とパリ民衆組織  
—モンターニュ派国民公会期（1793～1794年）  
を中心に—

### 第 3 章

## モンターニュ派国民公会期における 公教育案の検討

## はじめに

第二部の課題は、パリ・コミューンの議会や民衆組織における運動理念とモンターニュ派国民公会期の民衆運動との連関について検討することである。なぜならば、互いに敵対し合うパリ・コミューンと草創期の第三共和政は、それぞれの体制内に共和派という共通の基盤を有しておりながら、パリ・コミューンは民衆運動に基づいた教育制度の改革を目指し、第三共和政内部の教育改革者たちは体制内改革を進めたからである。この折、パリ・コミューンは民衆組織を中心に、たびたびフランス革命期、特にモンターニュ派国民公会期の民衆運動への言及がみられる<sup>1</sup>。

3月18日の騒擾について、A. ドクフレは「1793年のパリ・セクションの主権への追憶が甦った」とし、翌19日のパリとヴェルサイユを和解させようとしていた市長や市議の集会において、国民衛兵の中央委員会代表者たちが「人民は集う権利をもっている。危機をむかえた時、ヴェルサイユの議会が王制に陥ろうとしているので、われわれの歴史ではいく度もこの権利を行使することを否定し得ないものである」と明らかにしたことを指摘している<sup>2</sup>。パリ・モンマルトルの丘における3月18日早朝の自然発生的な民衆行動の際に甦った追憶は、89年でも、91年でもなく、93年のパリ・セクションの主権だったというのである。

---

<sup>1</sup> 井上、前掲書、222頁。井上は「フランス革命におけるコミューンあるいはセクションの概念は、1871年のコミューン、ロシア革命におけるソヴィエトの先駆的形態である」と述べている。

<sup>2</sup> Decouflé, *op.cit.*, p. 72.

続いて、選挙が実施され、パリ・コミューンが成立した翌々日の、3月28日に発行された『ル・ペール-デュ-シェーヌ』紙には、「コミューンは、労働の習性を身に着け、フランス革命の平等と愛を敬うよう、サンキュロットの青年を育成することによって、『ル・ペール-デュ-シェーヌ』紙が物事の第一だとみなす、公教育を再組織するだろう」という記事が掲載されている<sup>3</sup>。

同じく、4月9日発行の同紙には、女性の地位の向上に必要な教育の必要性を指摘した記事が掲載され、「…もし、あなたが、フランス革命がどれほどか女性に頼っていたかを知っていたならば、女性の教育に関して目を開くだろう。また、仮にそうでなかったとしたら、無知であったことになる！」と、フランス革命における女性の役割と女子教育の必要性を説いている<sup>4</sup>。10日ばかりの間に、この民衆新聞は公教育と女子教育をテーマに二回に亘り、フランス革命に言及していることになる。

5月12日には、第4区区役所から、「無償学校」というタイトルの声明が出されており、この声明では、フランス革命以前までは修道会が「教育する権利を与えられていた」としたうえで、革命によって確定した「良心の自由と宗派の原則」に反している修道会は教育から遠ざけられたと述べている<sup>5</sup>。同じように教育をテーマにして、5月19日のコミューン議会では、教育代表委員のE.ヴァイヤンが教育の手段としての劇場の利用について、「…国民公会は共和暦2年ジェルミナルのデク

---

<sup>3</sup> *Le Père Duchene*, no. 13. (le 28 mars, 1871), p. 3.

<sup>4</sup> *Le Père Duchene*, no. 25. (le 9 avril, 1871), p. 4.

<sup>5</sup> *J.O.*, pp. 536-537.

レで、公教育委員会は劇場の管理をおこなう決議をした」と発言した<sup>6</sup>。これら、区役所の声明と議会の発言は、ともに公的機関として公教育を実施するにあたり、フランス革命期の政策を前例として踏襲する姿勢を示したものである。

5月24日に発行された、『ル・プロレテール』紙の第4号には、M. ロベスピエール Robespierre<sup>7</sup>が1793年4月24日の国民公会議場で発表した「人間と市民の権利の宣言のための完全な計画」<sup>8</sup>の条文を詳細に引用し、個人的所有権について論じた記事が掲載されている。行政においても、民衆を読者対象とするメディアにおいても、フランス革命期の公教育の施策と1871年のパリ・コミューンの活動とが密接に意識されていたのである。

本章では、フランス革命期における公教育の検討過程を考察することを通じて、パリ・コミューン期に言及されたモンターニュ派国民公会期の公教育検討の意義を明らかにする。なぜならば、前述したようにフランス革命期あるいはモンターニュ派国民公会期の非宗教運動や公教育の検討に言及はあっても、その具体的内容が先行研究では明らかにされていないからである。そこで、本論文では、モンターニュ派国民公会期に検討された二つの公教育案、「ルペルティエ案」と「ブキエ案」の検討

---

<sup>6</sup> *Procès-verbaux du Comité d'instruction publique de la Convention nationale* (以下、*P.V.C.C.*と略記), t. 2, p. 413.

<sup>7</sup> Maximilien Marie Isidore de Robespierre (1758-1794). 弁護士出身、セーヌ県選出国民公会議員。ルペルティエ案の提案者、公教育委員会、公安委員会。

<sup>8</sup> *Le Prolétaire*, no. 4. (le 24 mai, 1871).

中で、93年憲法を一度は成立させた議会、議員たちが徐々に民衆たちから離反し、人民主権を棄却し革命を終焉に導く過程を明らかにする。

なお、本章では、国民公会議会と公教育委員会の議事録等を中心に分析、検討をおこなう。そのため、厳密な意味では、フランス全体の動きを包摂しているとは言い難いが、議会や委員会に出席した各議員たちは地方において選挙により命令委任されていたことを勘案すれば、概ねフランス全体の情勢を反映していると考えられる。

### 第1節 「ルペルティエ案」の検討

本節では、モンターニュ派国民公会期の公教育案を代表する「ルペルティエ案」の検討過程を分析することによって議会、議員の民衆イメージを浮かび上がらせ、さらに、モンターニュ派国民公会期に検討され、実施にうつされた唯一の公教育案である「ブキエ案」の議会（委員会）における検討過程について、第二節で考察する。ブキエ案については、モンターニュ派国民公会が形成される1793年6月初旬の公教育検討状況にまで遡上し、さらに、「ブキエ案」が議会に提出された後の議員たちによる審議過程を考察する。この過程の中で、革命の大義は失われ、人民主権を基盤とする共和国の存立は棄却されることになった。

フランス革命期の公教育検討は、1789年8月4日の立憲議会における旧制度 *ancien régime* の廃止の宣言に端を発し、それまでの教会を主体とした教育体制が根本から覆されることになったことから始まる。

1791年9月3日に立憲議会で可決制定された「91年憲法」で、教育は、

すべての市民にとって共通で、かつすべての人びとにとって欠くことのできない教育の部分に関しては無償の公教育制度が創設され、組織されるであろう。また教育施設は、段階的に、王国の行政区画と関連して配置されるであろう<sup>9</sup>、

と定めた。初等教育を無償とし、その質の面ではすべての国民に共通した内容であること、さらに量の面ではフランス全土の行政区画に応じてくまなく配置することが謳われている。フランス全国民を対象にした初等教育の普及（機会均等）と教育の質の確保（平準化と統一）を目指したのである。

この憲法の制定は、実は、教育制度の検討と併行して進められていた。憲法制定の発表から1週間後の9月10日、革命後最初の公教育案となる「タレイラン案（「憲法委員会の名において国民議会に提出された公教育に関する報告」）」<sup>10</sup>が議会に提出されたのである。その特色は、検討の過程にも示されているように、「憲法を全市民の心の中に浸透徹底させるための必須の手段として公教育 *instruction publique*

---

<sup>9</sup> 梅根『フランス教育史 I』、120頁。

<sup>10</sup> *Rapport sur l'instruction publique, fait au nom du Comité de Constitution a l'Assemblée nationale, les 10, 11, et 19 septembre 1791, par M. de Talleyrand-Périgord, ancien évêque d'Autune, Paris, imprimeries de Baudouin, imprimeur de l'Assemblée nationale, et de Du Pont, député de Nemours, imprimeur de l'Académie des sciences, 1791.* (専修大学所蔵 M. ベルンシュタイン文庫 (以下、C. M. B. と略記)、Tome 50.9)

を理解し、その組織化を要求」<sup>11</sup>した点にある。しかし、約 1 年間の月日を費やして検討された本案は、憲法制定という目的を達した立憲議会がその役目を終えた（9 月 30 日）ことにより、審議されることなく、その後廃案（11 月 25 日）となる。

これに続いて立法議会で検討されたのが、「コンドルセ案（「公教育の一般的組織に関する報告および法案」）」<sup>12</sup>である。同案は、1791 年 10 月から翌年の 4 月まで、約半年かけて検討された。コンドルセ<sup>13</sup>は冒頭で、

人類に属するすべての個人に、みずからの欲求を満たし、幸福を保証し、権利を認識して行使し、義務を理解して履行する手段を提供すること。各人がその生業を完成し、各人に就く権利のある社会的職務の遂行を可能にし、自然から受け取った才能を完全に開花させ、そのことによって市民間の事実上の平等を確立し、法によって認められた政治的平等を現実のものにする方策を保証すること。これらのことが国民教育 *instruction nationale* の第一の目的でなければならない。そしてこの観点からすれば、国

---

<sup>11</sup> 梅根『フランス教育史 I』、122 頁。

<sup>12</sup> *Rapport et projet de décret sur l'organisation générale de l'instruction publique, présentés à l'Assemblée nationale, au nom du comité d'instruction, Paris, 1792.* (C.M.B., T2634).

<sup>13</sup> Marie Jean Antoine Nicolas de Caritat de Condorcet (1743-1794). 哲学者、数学者、立法議会議員、パリ選出国民公会議員、公教育委員会。



民の教育 *instruction* は公権力にとって当然の義務である<sup>14</sup>、

と述べ、社会的平等の実現の手段の第一に教育を据え、社会はその成員に対して公教育を整備することが義務であるとされた。それに加え、「道德の原理は、自然的感情と理性にもとづくもの」であり、「道德をすべての特定の宗教の原理から切り離し、公教育においてはいかなる宗教的信仰の教育も認めないことが絶対に必要」であるとし、「宗教の原理はその宗教の寺院でそれぞれの聖職者によって教えられるべきである」<sup>15</sup>とした。宗教界（カトリック教会）の教育への干渉を強く否定したのである。そして、「教育の独立はいわば人類の権利の一部をなしている」とし、「どんな権力であれ、いかなる権利によっても、どこに真理があり、どこに誤謬があるかを厚かましく決定することなど」できないと述べ、政治権力の教育への介入を否認した<sup>16</sup>。同教育案は社会制度上、あるいは教育理念としても傑出した教育案であったが、フランス内外の政治情勢の緊迫化、流動化にともない、審議されることなく、タレイラン案と同様の運命をたどることになった。

国民公会期の公教育検討は、このような教育論議の変遷を経ておこなわれた。国民公会は、革命後に初めて男子普通選挙によって選出された議員から構成されており、議員を通じることによって、間接的にはあるが民衆層の教育に対する意見が反映される仕組みができていた。

---

<sup>14</sup> 阪上孝編訳『フランス革命期の公教育論』（岩波書店、2002年）11頁。

<sup>15</sup> 同上、49頁。

<sup>16</sup> 同上、97頁。

こうして、国民公会は立法議会で設置された公教育委員会を継承し、教育問題の検討、立案にあたる体制をとった。1792年10月2日に設置が決められ、10月13日には24名の委員が発表された。しかし選出された委員の中には、コンドルセのように他の委員会の委員を受諾した者もいて、委員会の確定をみたのは11月7日である。

新委員会のもっとも主要な任務は、いうまでもなく未だに実現をみていない新しい公教育の組織計画を作成し、これを議会へ提案することであった。最初にとりかかった作業は、コンドルセが以前に提出した公教育案の一部（初等教育）を基にして、教育案を作成することであった。

1792年12月に公教育委員 C.G.ロンム<sup>17</sup>によって国民公会で報告され、翌年5月30日に公安委員会が国民公会に提出したのが「小学校設置法案」<sup>18</sup>である。同案の作成と検討の意義は、教育に関する議論の継承という点、そして、コンドルセ案に込められた教育の理想が、男子普通選挙により選出された議会において議論の対象とされ、検討が継承されたことにある。

しかし、この教育法案の提出は、国民公会内部のジロンド派とモンターニュ派の確執が、内外の政治情勢をめぐり最終段階へと至る時期と重なっていた。法案提出の翌日には、パリ民衆が議会に押し寄せ、ジロン

---

<sup>17</sup> Charles Gilbert Romme (1750-1795). 数学者、ピュイ-ド-ドム県選出国民公会議員。

<sup>18</sup> Gilbert Romme, *Projet de décret sur le modèle de jugement du concours ouvert pour les prix d'architecture, de sculpture & de peinture, présenté au nom du Comité d'instruction publiques*, [Paris] : Imprimerie nationale, 1792. (C.M.B., T1925.5bis).

ド派議員の身柄の拘束が議決される事態をむかえる。そのため、この法案は審議されることはなかった。6月23日に新たに採択された憲法の教育条項は、

第132条 憲法はすべてのフランス人に対して、平等、自由、安全、所有、公債、祭祀の自由な実行、共通の教育 (instruction commune)、公の救済、出版の無制限の自由、請願権、民衆協会に集う自由、すべての人権の享受を保証する<sup>19</sup>、

と定められている。このようなめまぐるしい政治状況の中で検討されたのが「シイエス案」<sup>20</sup>で、E.J. シイエス (Sieyès) たち公教育委員会委員3名<sup>21</sup>が立案した。同公教育案 (「国民教育組織法案」) は1793年6月26日議会へ提出された<sup>22</sup>。93年憲法が発表された翌日のことである。

シイエス案の原案は、全部で69条より成り、10章に分けて構成されている。同案は国民公会に提出された後、7月1, 2, 3日に審議に移される。同案の特色は、初等教育のみを公教育とし、中等教育以上を

---

<sup>19</sup> 小林「フランス革命期の公教育と公共性」、125頁。

<sup>20</sup> *Projet de décret pour l'établissement de l'instruction nationale*. Paris, 1793.

<sup>21</sup> シイエス (Emmanuel Joseph Sieyès (1748-1836))、ラカナル (Joseph Lakanal (1762-1845))、ドヌー (Pierre Claude François Daunou (1761-1840))。

<sup>22</sup> *P.V.C.C.*, t. 1, p. 507.

私教育とすること、国家による教育行政全般の監督、管理機構を強化し確立するというものだった。

シイエス案は、初等教育についてはわずかに第 1 章でごく簡単に述べているに過ぎず、国立の初等教育学校の設置と、併せて個人の自由意思に基づく私学校の設置を認めている。生徒の就学条件については、優秀で経済的に困難な生徒を国費奨学生として無償で教育することを定めている。

これに対して、教師や教育行政については厳密な条項を整え、教育の場として学校以外に、図書館、博物館等の文化施設、国民の教化のための祭典について詳細に言及している。従って、全体としては、初等教育によって児童の教育を確立するという姿勢は希薄であるのに対し、富裕層の私教育を公認し、民衆を学校以外の教育手段によって、精神的に管理しようとする色彩が濃くでている。ちなみに全部で 70 か条からなるこの法案のうち 21 か条（約 30%）を祭典（全国祭典、地方祭典、私的祭典）関係に、15 か条（約 20%）を教育行政組織の各条項に充てていることから、前述した特徴をもった公教育案といえる。このような公教育案に対して、民衆運動の高まりによって政権を獲得したばかりのモンターニュ派が主導権を握る議会は強い反対意見を巻き起こすことになった。そのため、同案は国民公会における審議で、7 月 3 日に否決された。

しかし、その経緯をみても、後にブキエ案の審議の折に議論となった問題の核心、すなわち民衆の教育を学校教育以外の教育手段によっておこなうという姿勢が、この時点で既に表れていることがわかる。

同案をめぐる検討の経緯を確認しておきたい。最初に、6 月 30 日のジャコバン・クラブの集会における、J.H. アッサンフラッツ

Hassenfratz<sup>23</sup>の発言を確認する。J.H.アッサンフラッツは、J. ラカナル Lakanal<sup>24</sup>がこの案を議会で説明したことについて、「教育に関して詳細な議論に入る前に、ラカナルがこの案の執筆者ではないことを知るべきであろう、この案を生み出したのは僧侶シイエスなのだ。つまりあの不誠実な人物である。この者は、常に表と裏がある行動をしてきた。自由への愛を演じたと思えば、特権階級の腐敗にも関与していた」と述べ、案自体より以前に、その提出者に対する不信を露わにしている。そして、徐々に内容に踏み込んでいき、

仮に、愚かな教育しかできない人物が、ほとんど全面的な裁量をもつことになったら、世論に影響を与える演劇や競技、その他あらゆる手段を自由にすることができることになるのではないか？シイエスが公共精神を彼の思うように導くために、ソルボンヌに倣って確立しようと望んでいるのは、新たな特権階級の制度なのだ<sup>25</sup>、

と攻撃する。さらに、具体的な内容に踏み込んで、視学制度を批判し、

この新たな特権階級たちの手中に教師たちを収めるために、そ

---

<sup>23</sup> Jean Henri Hassenfratz (1755-1827). 物理学者、リュクサンブール愛国者協会会員。

<sup>24</sup> Joseph Lakanal (1761-1845). キリスト教教育修道会出身、アリエージュ県選出国民公会議員。

<sup>25</sup> P.V.C.C., t. 1, p. 525.

のような教師を推薦する視学局を提案した。この案の教育の方法を精査してみると、教師たちに預けられることになる共和国の若者に作業や技術を訓練することに違いない。フランス人に何を為すべきだろうか？操り人形の、歌い手の、ダンスをするフランス人なのか。共和精神をそうやって薄めることを望んでいるだ。そうならば、未来の世代に、精力的な人物を見つけるのは不可能になるだろう<sup>26</sup>、

と断罪する。シイエス案の特徴である祭典の重視と教育行政の管理強化という二つの基本テーマを批判したのである。

続いて、7月2日には議会において審議が開始され、J.M.クペ Coupé<sup>27</sup>が動議を提出し、公教育委員会により提案されたシイエス案が不十分であることを強く主張し、この重要な議題については、さらに深い精査が必要であること、討議は別途、日をかえて設定することを要求した。この提案を受け、議会はこの動議を採択する。この動議でJ.M.クペは、民衆協会や全国祭典 *fêtes nationales* の意義などに言及するとともに、対案を示した<sup>28</sup>。なお、全体で70か条に及ぶこの動議は印刷に付され、配布された。

---

<sup>26</sup> *Ibid.*

<sup>27</sup> Jacques-Michel Coupé (1737-1809). 司祭出身、オワーズ県選出国民公会議員。

<sup>28</sup> *P.V.C.C., t. 3, p. 530-541; Motion d'ordre sur la discussion de l'instruction publique, Paris, 1793. (C.M.B., T.1776).*

同日、発言に立った M.J. ルキノオ Lequinio<sup>29</sup>も、祭典の部分に注目し、

それを組織することも、実行に移すこともできないし、毎年膨大な経費がかかる筈である。(中略)提案された全国祭典に反対する熱心な議論が巻き起こるだろう。(中略)あまりにも多すぎる上に、その目的にも合わないし、間違った概念を民衆にもたらすだろう。そして、古い迷信に代わって、新たな迷信を植え付ける可能性もある。正統派的な装いが、フェデラリズムへと導きかねないし、社団を生み出すことにもなりかねない、この私的な祭典には絶対反対だ<sup>30</sup>、

と批判した。特に、祭典に関わる条項について異論を述べたのである。とりわけ、シイエス案の私的祭典については、強い懸念を示し、さらに、J.M. クペと同様、対案を提示した<sup>31</sup>。この対案は、全体で 81 か条で構成されており、特に「全国祭典」*fêtes nationales* については、第 74 条から第 81 条をあてている。これらの議論に共通するのは、シイエス案を含め、いずれも公教育における祭典の意義を強調している点である。

---

<sup>29</sup> Marie Joseph Lequinio(1755-1814). 法曹家、モルビアン県選出国民公会議員、公教育委員。

<sup>30</sup> *P.V.C.C.*, t. 3, pp. 541-557.

<sup>31</sup> *Éducation nationale : plan proposé à la Convention nationale dans la séance du 2 juillet, Paris, 1793.* (C.M.B., T1866)

こうして、シイエス案は、多数の反対意見と対案が示される中で、7月3日の審議で廃棄された。このような状況の中、M. ロベスピエール Robespierre は「六人委員会」の設置を提案し、新たな公教育案を検討することになった。そこで提案されたのが、「国民教育計画案」（以下、「ルペルティエ案」と記す。）<sup>32</sup>である。

「ルペルティエ案」と、この後に提案された「ロンム案（「国民学校法案」<sup>33</sup>）」「ブキエ案（「公教育一般計画案」<sup>34</sup>）」は、梅根が「教育の万人への均等授与を最重要の原則として確認し、ことに民衆に対する教育の機会確保の観点からこの原則の具体化を求めて、それぞれに独自の特色をもった公教育計画として構想されたものであった」と評価し、さらに、「公共の利益の保障を至上原則として、多数の貧しい民衆を主体とする社会の建設を志向したモンターニュ派体制の確立期に即応した教育計画であったということが出来る」<sup>35</sup>と位置づけてきた。

しかし、「民衆のための」教育案の検討において、民衆たちの声、その存在の核心に触れることはあったのだろうか。上記の三案に関する解釈と評価はいずれも、公教育委員会や国民公会の議員たちが検討の中で議論を積み重ねてきた教育理念や方針についての関心である。そこでは、

---

<sup>32</sup> *Plan d'éducation nationale de Michel Lepelletier*, Paris, 1793.(C.M.B., T2292.7).

<sup>33</sup> C.G.Romme, *Projet de décret sur les écoles nationales*, Paris, 1793.(Gallica).

<sup>34</sup> G. Bouquier, *Rapport et projet de décret : formant un plan général d'instruction publique*, Paris, 1793. (C.M.B., T1750.5).

<sup>35</sup> 梅根『フランス教育史 I』、169頁。



民衆に触れる表現あっても、あくまでも教育の対象として描かれている民衆像に過ぎない。梅根が述べた「多数の貧しい民衆を主体とする社会の建設」とは、聖職者や貴族、知識人たちが計画する教育によって実現するものなのだろうか。

それをルペルティエ案の審議をめぐる 1793 年 8 月 13 日の議事録により考察する。ここで、ルペルティエ案について概略をみておく必要がある。

ルペルティエ案は、5 歳から 12 歳までの「身体的・精神的存在に対し、それがいつまでも保持するであろう変形・印象・習慣を与えるのに極めて決定的な人生のこの時期に、共和国を構成すべきすべての者」<sup>36</sup>を対象とした。また、義務制、寄宿制であった。具体的には、すべての子どもを「国民学寮」*maison d' éducation nationale* に寄宿させ、この学寮を各カントンに一つ、都市部では各地区に一つ設置し、費用は教育税を新設して充て、学寮では生徒全員が平等な食事、衣服、労働を伴う授業をおこない、学寮の運営は学区内に居住する家父たちから互選で 52 名の委員を選出、組織し、各委員は学寮に交代で、教師、生徒と宿泊し教育に関する助言をおこなうとされた<sup>37</sup>。

その教育理念は、「私的な欲望を抑え、公共の利益をもっぱら追求すること、この公共の利益の追求を革命の祖国への献身奉仕を媒介にして具体化すること」であった<sup>38</sup>。そして、「新しく樹立された共和国にふ

---

<sup>36</sup> 松浦義弘「フランス革命とく習俗」『史学雑誌』第 92 輯第 4 号、1983 年、62 頁。

<sup>37</sup> 同上、62 頁。

<sup>38</sup> 梅根『フランス教育史 I』、171 頁。

さわしい人間を形成する」ためであり<sup>39</sup>、教会から学校へのイデオロギー装置の転換の企図が修正を迫られた1793年、共和第2年における民衆運動の激化と対応する時期に、何よりも、現存の人民自体を緊急に教育する必要性を痛感させられたことから、初等学校に加えて、国民祭典等の多様な教育手段が新たに〈習俗〉の再生を担うことになったのである<sup>40</sup>。

ちなみに、ルペルティエ案の検討にあたった公教育委員会（7月10日決定）の委員（六人委員会）と社会的階層は以下の通りである。提案者のM.ロベスピエールとL.ブルドンを除く、他の4名はいずれも教会関係者であった。同案の立案者である、L.M.ルペルティエ<sup>41</sup>は貴族出身である。

L.ブルドン<sup>42</sup> (Bourdon) 貴族出身、弁護士、教育思想家

J.M.クペ 司祭

H.グレゴワール<sup>43</sup> (Grégoire) 司祭

J.ラカナル キリスト教教育修道会

---

<sup>39</sup> 松浦、前掲論文、62頁。

<sup>40</sup> 同上、78-82頁。

<sup>41</sup> Louis-Michel Lepelletier (1760-1793). 法服貴族出身、三部会議員、ヨンヌ県選出立憲議会議員、1793年1月に王党派により暗殺された。

<sup>42</sup> Léonard Bourdon (1754-1807). 貴族出身、弁護士、教育思想家、パリ・フィニステール・セクションの活動家、オワーズ県選出国民公会議員。

<sup>43</sup> Henri Grégoire (1750-1831). 農民出身、司祭、ロワール-エ-シェール県選出国民公会議員。

M.M.ロベスピエール(Robespierre) 弁護士

P.J.ルール<sup>44</sup>(Rühl). 牧師の息子

次に、検討の対象となる、公教育委員会議事録<sup>45</sup>と発言者を確認しておきたい。この議事録には、C.ドラクロワ<sup>46</sup>、M.ロベスピエール、N.ラフロン<sup>47</sup>、G.J.ダントン<sup>48</sup>、J.ジェ-ド-サント-フォワ<sup>49</sup>、R.ガストン<sup>50</sup>、L.ブルドン、C.G.ロンム、L.J.シャルリエ、P.M.A.ギヨマール<sup>51</sup>、J.J.ブレアール<sup>52</sup>の 11 名の議員の発言が収められている。これらの議員の出身階層は、法曹（M.ロベスピエール、G.J.ダントン、N.ラフロン、R.ガストン、L.J.シャルリエ）、行政（C.ドラクロワ、J.J.ブレアール）、聖職者（J.ジェ-ド-サント-フォワ）。貴族（L.ブルドン）、商人（P.M.A.ギヨマール）、学者（C.G.ロンム）であり、法曹と行政関

---

<sup>44</sup> Philippe-Jacques Rühl (1737-1795). 牧師の息子、バラン県選出国民公会議員。

<sup>45</sup> P.V.C.C., t. 2, pp. 273-280.

<sup>46</sup> Charles Delacroix(1741-1805). マルヌ県選出国民公会議員。

<sup>47</sup> Nicolas Raffron de Trouillet(1723-1801). パリ選出国民公会議員。

<sup>48</sup> Georges Jacques Danton(1759-1794). セーヌ県選出国民公会議員。

<sup>49</sup> Jean Jay de Sainte-Foy (1743-1807). カルヴァン派牧師、ジロンド県選出国民公会議員、保安委員会委員。

<sup>50</sup> Raymond Gaston(1757-1836). アリエージュ県選出国民公会議員。

<sup>51</sup> Pierre Marie Augustin Guyomar(1757-1826). コテ-デュ-ノール県選出国民公会議員。

<sup>52</sup> Jean Jacques Bréard(1751-1840). シャラント-アンフェリウール県選出国民公会議員。

係者が大半を占めている反面、宗教関係者は 1 名だけで、案の提出母体である六人委員会とは対照的な顔ぶれであった。ルペルティエの教育案の採否をめぐる議論であることから、焦点はいくつかに絞られるが、ここでは無償、義務制、教育理念、民衆に対する意識の 4 点について、各議員の意見を考察してみたい。

最初に、公教育（初等教育）を民衆層に普及させるための要となる無償制に関する議論を確認する。これについては、4 名の議員の発言がみられる。

C. ドラクロワは「教育は国民に共通したものであることが望ましいし、同時に国の責務でもあるべきだ」<sup>53</sup>とし、無償であることを主張したが、J.J. プレアールは「わが国のようにとても大きな共和国においては実際的ではない。もっと小さな共和国、ヴェネツィアやジェノヴァのような国以外では不可能だ。（中略）その巨額な費用はこれらの知育をもっとも享受できない状態の市民たちにさえも負担をかけ過ぎることになるだろう」<sup>54</sup>と述べ、無償教育が非現実的であり、却って国民の負担を増大させると反対意見を述べる。G.J. ダントンは、

もっとも大きな障害は、財政上の問題だ。しかし、すでに述べたように、それは実質的な支出というものではなく、公共の利益のための当然の用途なのだ。そして、この原理について、こう付け加えておこう。人びとの子どもは不正の蓄財をした者たちの無益な経費で養育すべきであると。それはあなた方、著名な共和主

---

<sup>53</sup> P.V.C.C., t. 2, pp. 273-274,

<sup>54</sup> Ibid., pp. 276-277.

義者たちなのだ。わたしが呼びかけているのは。ここであなた方の空想に火をつけてください、あなた方の気骨のエネルギーのすべてを示してください。それは人民なのです。国民教育 *éducation nationale* を施さなければならないのは。共和国の広大な原野に種をまくのに、その費用の値段を計算してはいけないのです。パンの後は、教育 *éducation* こそが人民の第一に必要なものなのです。（拍手）わたしは、こう質問させていただくことを要求する。国民の費用で制度を作るのか、それとも各市民たちが公教育 *instruction publique* を受ける子どもたちを送り出すための能力をもつべきなのかと？<sup>55</sup>、

と述べ、無償とし、公教育の経費を富者からの徴取で賄うことを主張し、より具体的な提言をおこなった。M.ロベスピエールは、この教育案の発案者 L.M.ルペルティエの意図に触れて、

彼は、貧しい市民は子どもたちを学校へ出す以上に養育することができず、共和国が子どもたちを養育し、同時に教育をおこなうことがよいと考えた<sup>56</sup>、

と述べ、教育費を無償にするだけでなく、生活を一緒にすることによって生活費（扶養費）の負担も併せておこなうことにより初等公教育の普及を求めている。

---

<sup>55</sup> *Ibid.*, p. 277.

<sup>56</sup> *Ibid.*

以上、無償に関する議論は、国庫の負担増を考慮すると非現実的な提案であるとの批判的立場からの意見、かえって民衆の負担を増大させることを懸念する意見もあり、このような発言に対して、G.J.ダントンは富裕者から国庫への負担増加により実現可能であると主張。M.ロベスピエールはルペルティエ案の中心的骨格を成す全寮制の教育制度を支持する立場から、教育費のみならず、児童の養育費（生活費）も国家が負担すべきとの見解を明らかにした。

次に、教育を受けることを強制し、義務制とする点についてはどのように論議されたのだろうか。これについては、7名の議員が発言しており、このうちM.ロベスピエールとG.J.ダントンはそれぞれ2度発言したことが記録されている。

C.ドラクロワは「それが強制であるべきだとは思わない。というのは、両親に富裕をもたらし、役にたつ子どもにならないからだ」<sup>57</sup>と述べ、子どもたちの家庭における労働力としての現状を肯定する発言をおこなった。これに対して、M.ロベスピエールは公教育の公益性の立場から、

それは強制されるべきか、それとも随意であるべきか、換言すれば、個人の特殊意志（*volonté particulière*）はどの点まで公共の福祉のみを目的とする一般意志（*volonté générale*）に譲歩すべきかを検討することである<sup>58</sup>、

---

<sup>57</sup> *Ibid.*, pp. 273-274.

<sup>58</sup> *Ibid.*, p. 274.

と述べ、それはすでに解決済みの課題であって、強制的であるべきだと主張した。R.ガストンは、「強制的な教育は自由の原則に反している。科学や技術を教えるための12年間、自分の子どもを手もとから放してしまうことは、家族の父親を嫌がらせるだろう。しかし、この教育は必要な教育なのである。それは、われわれが公けの仕事をするときに必要だろうし、社会にとっても役立つことになる。それゆえ、強制されるべきであろう。すべての市民の子どもたちが学ぶ日々を決めるべきだと思う」<sup>59</sup>と述べ、公教育の強制性を是認する。ただし、最後のフレーズにあるように、必ずしもルペルティエの教育案にあるような全寮制の集団教育ではなく、日数を限って登校する方式を主張したものと思われる。これに対して、ブレアールは義務制に反対するだけでなく、私教育の意義を語り、

小作人は、その息子を常にこれらの国民学寮に送り出すことはできないだろう。（中略）すべての教師たちが愛国者だと保証できるとは限らない。だから、腐敗した教師たちよりも、愛国者の父親の手に子どもたちを委ねた方が、その危険性は少ないはずだ。共通学寮では無駄に子どもたちの知育をおこなうことになるだろう。子どもたちが美德を身につけて卒業し、父親のもとにある学寮がそれをもたらすだろう<sup>60</sup>、

---

<sup>59</sup> *Ibid.*, p. 275.

<sup>60</sup> *Ibid.*, p. 276-277.

と述べ、農民たちの子どもに強制することに反対し、教育それ自体を家庭に任せることを主張した。G.J.ダントンは、

立法議員はなにを為すべきか？原理に相応しいものと状況に相応しいものとを両立させることだ。父性の愛がこの計画の実施に異を唱え、それはおそらく自然を尊重し、それからの逸脱のせいで、この教育計画に反対なのだと聞く。しかし、義務教育を決議しないことで、貧者の子どもたちに教育を禁じることはできない<sup>61</sup>、

と述べ、明確に貧者（民衆）の子どもたちの公教育を義務制にすべきだとの意見を表明する。L.J.シャルリエは、「国民教育 *éducation nationale* は随意であるべきことを要求する」<sup>62</sup>との意見を述べた。P.M.A.ギヨマールは、「国立の施設で、強制的な教育 *éducation* をおこなう計画に反対だ。共和国の最善の絆は父親への子どもたちの愛情であることを支持する。わたしは、彼らの教育 *éducation* は彼らに任せるべきである」<sup>63</sup>との意見を述べた。最後に、M.ロベスピエールは、

貧しい市民は子どもたちを学校へ出す以上に養育することができず、共和国が子どもたちを養育し、同時に教育をおこなうことがよいと考えた。（中略）子どもたちは生後5年間を父母とと

---

<sup>61</sup> *Ibid.*, p. 277.

<sup>62</sup> *Ibid.*

<sup>63</sup> *Ibid.*



もに過ごす。その後7年間のみ祖国の手に委ねられ、父母のもとを離れるのである。しかしこの間も本案には自然にしたがった崇高な創意がみられる。すなわち父親で組織される委員会が教師を監督し、評価するのである。また本案が採択されるならば、子どもの誕生は貧困家庭にとって、災禍ではなくなるであろう。なお人びとは、5歳以後子どもの労働力を父母に提供し得ない点を批判するが、ほとんどとるに足らないこの時期の労力に代わる比較し得ない教育の重要な価値を考えるべきである<sup>64</sup>、

と L.M.ルペルティエの公教育構想を再び代弁し、義務制を支持した。G.J.ダントンは、これに対して、

共通教育を実施しよう。家庭教育ではすべてが委縮する。共通教育ではすべてが拡充される。人びとは父母の愛情を問題にして本案を批判した。しかしわたしもまた父である。共通教育に反対する特権階級以上に父親である。(中略)わたしの子どもはわたしに属さない。子どもは共和国のものである。それは、共和国なのだ。子どもがよく奉仕できるようにそれを彼に指示するのは。人びとは子どもの労働力を利用できない点を指摘し、とくに農業労働者が嫌悪すると批判した。それはもっともである。彼らを強制するな。彼らには権利を与えておけ。そう望むなら、日曜だけ子どもを出席させるクラスを作ればいい<sup>65</sup>、

---

<sup>64</sup> *Ibid.*, pp. 277-278.

<sup>65</sup> *Ibid.*, pp. 278-279.

と述べ、全児童を対象とした初等公教育の確立を求める一方で、農民たちの実情を踏まえた折衷案を提示している。

以上の議論にみるように、公教育の強制的な義務制について大半の議員が反対の立場をとったことがわかる。この議論において、M.ロベスピエールは発言者の中で孤立していたのである。その結果、G.J.ダントンの修正案が最終的に採用され、ルペルティエ案の全寮制による無償・義務制の学校制度は否決された。

「教育の理念」をめぐって展開された、知育 (*instruction*) と徳育 (*éducation*) に関する論議も重要である。これについては、6名の議員が発言しており、前記の無償制と義務制が制度上あるいは組織上についての議論であるところから民衆というイメージをあえて喚起せずに議論をすすめる傾向があったが、「教育の理念」は教育の対象者である民衆のイメージなくしては議論が困難であるところから、各発言者の民衆像が必然的に浮かび上がってくる。N.ラフロンは、

この議論をさらに進める前に、重要な留意点について述べておきたい。それは、<徳育 (*éducation*) >と<知育

(*instruction*) >という非常に明らかなこの二つの件を混同しているようにみえることである。知育は精神 (*esprit*) を啓発し、徳育は心 (*coeur*) を形成する。わたしには、どうすべきかを言う勇氣はない。というのは、知恵によって、ある民族を美徳の道に導くための大きな自信をもつべきだが、そうすべきではないとあえて言いたい。そして、わたしは、徳育と知育を区別する

べきだとは思っている<sup>66</sup>、

と述べている。ジェ・ド・サント・フォワは、

その組織化が必要かどうかは吟味せずに、共和主義の徳育について語ってみたい。わたしはその必要がないと思っている。この徳育は自然のうちにおこなわれており、自然の手から離れながら、人間には平等の原則が浸透していく。知育は、公の習俗のなかに、祝祭に、軍事訓練に、民衆協会に、初等教育の教科書にある。あなた方は、この簡潔な知育を銜学主義や王党主義に手に委ねているのか？あなた方が国民に約束したのは、共和主義の徳育ではない。知育の共通教育 *instruction commune* であるわたしは、この共通教育においては、実際的で緊急性のあるものであるべきだと考えている<sup>67</sup>、

と述べた。ここで、L.ブルドンは、国民に共通する公教育を強調する立場から、

共通知育 *instruction commune* と徳育 *éducation* は区別されるべきだ。この議会で、子どもたちが知育を受ける共通学寮を設置するべきであると決定することを要求する<sup>68</sup>、

---

<sup>66</sup> *P.V.C.C.*, t. 2, p. 274.

<sup>67</sup> *Ibid.*, pp. 274-275.

<sup>68</sup> *Ibid.*, p. 275.

と述べた。C.G.ロナムは学者であり、教育者という経験を踏まえて、

徳育 *éducation* と知育 *instructiion* を区別するのはもっともである。知育は知的能力を発達させ、徳育は気骨と道徳的能力を発達させる。知育によって、諸科学における行動の仕方を身につけ、徳育によって、社会における振るまい方を身につける。徳育こそが、予見とともに良き習俗を授ける。知育こそが、才能を賦与し、思い上がりも授ける。これら二つを合わせ、純粋な習俗と光明を人に与えよう。私は、国民的知育はふたつの結びつきの下にあるべきだと思う。すべての人びとに相応しい知育とは何だろうか？各人に個別に相応しい知育とは何だろうか？それぞれの権利と義務を知らなくてもよい、たった一人の個人さえも存在し得ない。だから、知育は我々に相応しいが、例えば、すべての人びとが技術者になることはできない。これは、個人的な知育の場合だ。私が、委員会にそれぞれの教育計画を提出して欲しいのは、このような二つのまったく異なった目的についてなのだ。私は、一方で共通の知育を、他方で坊さんの徳育を望んでいる。憲法制定議会がルイ・カペに与えた大金が共和国の子どもたちの徳育のためになるべきだと望んでいるからだ。私は、これらの基礎が採用され、それに基づく計画案が提出されるよう、委員会に送付されることを求める<sup>69</sup>、

---

<sup>69</sup> *Ibid.*, pp. 275-276.

と述べた。ブレアールは、家庭教育を重視する立場から、

共通学寮では無駄に子どもたちを知育をおこなうことになるだろう。子どもたちが美德を身につけて卒業し、父親のもとにある学寮がそれをもたらすだろう。われわれは、より簡明で実用的な、より危険性の低い知育の方法を探さなければならない。子どもたちがそこで読み書きを学び、同胞や家族のために役立つ可能性がある技芸を解説する学校を設置しなければならないと思う<sup>70</sup>、

と、公教育に対する否定的な見解を述べた。

M.ロベスピエールは、共和国の保全のための徳育を強調して、

「この計画案を思いついた人物は、共和国の保全を保障するためには、すべての人びとの魂に原則を植え付けなければならないと考え、知育 *instruction* はその影響を精神に及ぼすにはあまり不完全であり、そこに徳育 *éducation* と結びつけるべきであると痛感していたのだ<sup>71</sup>、

と、公教育における徳育の意義を語った。

最後に、民衆イメージが示されている発言を考察する。民衆にかかわる文脈が、義務制や教育の理念と一部重なるため、前述した個所と一部

---

<sup>70</sup> *Ibid.*, pp. 276-277.

<sup>71</sup> *Ibid.*, pp.277-278.

重複した引用となるが、M.ロベスピエールとジェ・ド・サント・フォワの意見を考察する。M.ロベスピエールは、

論議の中心問題は、公教育組織はいかにあるべきか、すなわち、それは強制されるべきか、それとも随意であるべきか、換言すれば、個人の特殊意志 (*volonté particulière*) はどの点まで公共の福祉のみを目的とする一般意志 (*volonté générale*) に譲歩すべきかを検討することである<sup>72</sup>、

と述べ、最後に「わたしは一方に本案を拒斥する富者の階級を見、他方にこれを要求する人民を見る。」<sup>73</sup>という言葉で締めくくった。ジェ・ド・サント・フォワは、

その組織化が必要かどうかは吟味せずに、共和主義の徳育について語ってみたい。わたしはその必要がないと思っている。この徳育は自然のうちにおこなわれており、自然の手から離れながら、人間には平等の原則が浸透していく。知育は、公の習俗のなかに、祝祭に、軍事訓練に、民衆協会に、初等教育の教科書にある。あなた方は、この簡潔な知育を銜学主義や王党主義に手に委ねているのか？あなた方が国民に約束したのは、共和主義の徳育ではない。知育の共通教育である。わたしは、この共通教育においては、実際的で緊急性のあるものであるべきだと考えて

---

<sup>72</sup> 梅根『フランス教育史 I』、143頁。

<sup>73</sup> *P.V.C.C.*, pp. 277-278.

いる<sup>74</sup>、

と述べた。

M.ロベスピエールの主張は、公教育の義務制をめぐって、個人の特殊意志は公共の福祉を目的とする一般意志に従うべきであり、人民がそれを要求しているというのである。しかし、この義務制の論議について多くの議員が、というよりも M.ロベスピエール以外の多くが、特に農民たちが義務制に反対しているとの意見を述べているのである。ここにおける M.ロベスピエールの主張は、現実とあまりにもかけ離れていたと言わざるを得ない。ジェ・ド・サント・フォワは公教育の理念をめぐって、M.ロベスピエールを含む大多数の議員とは反対に、恣意的な徳育は不要であり、むしろ知育の充実を主張する。彼の意見は、

国民と約束したのは、共和主義の徳育ではない。共通の知育である *Vous avez promis à la nation, non une éducation républicaine, mais une instruction commune*、（下線は本論文筆者による。）

というのである。この国民との「約束」について、議論のなかでは、それが何に基づくのかは示されていないが、6月23日に採択された93年憲法を指しているのではないだろうか。その条項の第132条では、

憲法はすべてのフランス人に対して、平等、自由、安全、所有、

---

<sup>74</sup> *Ibid.*, pp. 274-275.

公債、祭祀の自由な実行、共通の知育 *instruction commune*、  
公の救済、出版の無制限の自由、請願権、民衆協会に集う自由、  
すべての人権の享受を保証する、（下線は本論文筆者による。）

と謳っているからである。

以上、革命下で検討された多くの教育案のうち、モンターニュ派国民公会期を代表する教育案「ルペルティエ案」の検討過程を考察するために、議員たちが抱く民衆像を分析し、ルペルティエ案の中心課題として位置づけられた公教育の「無償制」「義務制」および「理念」「民衆イメージ」に対する議員たちの意見を比較、検討した。その結果、理想とする新しい国家体制「共和国」を建設するために、最小限の国庫負担で実施できる公教育を採択することが、議員たちの意見に共通していることが明らかになった。M.ロベスピエールたち6人委員会が提案したルペルティエ案は全寮制の初等教育を導入するなど、父母と児童との隔絶や財政的な問題を指摘されたため、義務制に関する部分を削除（全寮制を否定）して可決された。しかし、公教育をどのような方向へ進めるべきかという議論のなかに、圧倒的多数の貧しい民衆を主体とする社会の建設という議論は、ついにみられなかったのである。

## 第2節 「ブキエ案」の検討

ルペルティエ案では、共和国の市民にふさわしい新しい身体的・道徳的習慣を形成するためには、子どもを古い習慣に染まっている親の影響から隔離しなければならないとし、全寮制としたうえで、同一の衣服、同一の食事があてがわれ、体育、徳育、労働実習を中心とした共和主義



的国民教育が施されるべきであるとした。しかし、無償の全寮制は財政的に困難をとまなうものであり、当時の子どもが貴重な労働力であり、下層民の生活基盤を奪うものであったことから、実施されず、公教育の検討は一時停滞した。

そのため、新たな公教育案として、10月1日にC.G. ロンムによって、『国民学校法案』が国民公会に提出された。同案は全体で13か条から成っている。各条項の内容は、初等教育、中等教育そして青年教育で構成されているが、特徴的なことは7月初旬までの議論のテーマとされていた「祭典」については一切触れていないことである。初等教育における、社会と教育との関係性の涵養については、農地や作業場における実習が充てられている。また、革命精神の育成というこの時期の特徴的なテーマについては、フランス革命史、逸話<sup>75</sup>を教室で教えることにより実施するというカリキュラム表が添付されている。

審議の結果、提出された教育案は初等教育に限定した教育案として改定をおこなうべきであると決定される。この決定を受けて、C.G. ロンムはその後、11月17日に改定案を完成させ、11月21日に提出するために準備を進めた。この改定案は、全体で68か条あり、その内容は初等教育を定めた法案として、教育や練習はすべて公開制（第9条）とし、無償制（第61条）であり、世俗制（第26, 27, 30条）であるとしたが、義務制であるとは定めていなかった。生徒の就学はあくまで父母の努力義務（第3条）としたのである。また、教員の任命や教育行政委員会の設置については、市町村にておこなわれることとした。非

---

<sup>75</sup> C.G.ロンムの教育案『国民学校法案』の第4頁の図表Iでは、<<Traits et anecdotes de la Révolution>>という科目で示されている。

宗教化という点では、教員や教育行政組織から聖職者を排除し、教員は公務員 *fonctionnaires publics* (第 33 条) であるとした。この改定案でも、教育の一環として、祭典等の行事を公教育に含めるような条項は一切みられない<sup>76</sup>。また、当初の案にみられた中等教育以後の教育段階は、議会の決定に従って、削除されている。

このような状況の下、C.G. ロンムは国民公会への法案提出に前もって、12 月 1 日の公教育委員会に出席した。ところが、その席上、突然ひとりの委員が私案の公教育案を読み上げた。その委員とは、G. ブキエであった。こうして、同委員会で一定の賛意を得たブキエ案は、翌週の 8 日の議会にロンム案と併立させて提出すること、印刷に付すことが決定されたのである<sup>77</sup>。

一方、C.G. ロンムが公教育委員会を代表して教育案を提出することが認められたのは、その 1 週間後の 12 月 8 日 (フリメール 18 日) の議会である。しかも、その際、委員会の同僚である B. ブキエの私案が同時に、紹介されることになった。

---

<sup>76</sup> ロンム改訂案 *.Révision du décret pour l'organisation des premières écoles , faite par le Comité d'instruction publique, Paris, 1793. (C.M.B., T1711. 42)* は 11 月 17 日の時点で印刷、公刊されることに決定。 (*P.V.C.C., t. 2, pp. 849-855*)

<sup>77</sup> *Rapport et projet de décret formant un plan général d'instruction publique, Paris, 1793. (C.M.B., T1750.5) ; P.V.C.C., t. 3, pp. 52-54.*

12月8日の議会では、ブキエは自己紹介し、自身の教育案の諸条項を朗読し、趣旨説明をおこなった。そして、この両案に対する議論は翌日におこなうことになった。

この翌日、議会では A.F. フルクロワ Fourcroy が、彼自身の独自の教育案を示しつつ、ロンム案の問題点を指摘。彼は C.G. ロンムの構想について、教育者が一種の聖職者集団を構成し、民衆に対する影響力を行使するとともに、公営によって教師を終身雇用することの弊害を指摘し、自由を原則とすることにより教育は成功するはずだ、と主張した。一方、彼の主張を精査すると、その関心は文学、芸術、科学を対象とする中等専門教育に焦点を合せており、それを勘案すると、それほどロンム案に強い批判を加えたものでもないとも言える<sup>78</sup>。

さらに、A.C. チボドー Thibaudeau<sup>79</sup>が公教育委員会から提案されている方式、つまりロンム案に反対であると発言する。それには大変な経費がかかること、男たちに預けて、無為に過ごすことになる子どもたちの教育は取り返しのつかない悪徳に陥るはずであると論じた。また、自身の案を示し、その中で、タレイランからルペルティエまでの案につ

---

<sup>78</sup> Antoine François Fourcroy (1755-1809). 化学者、モンターニュ派国民公会議員 (*P.V.C.C.*, t. 3, p. 96)。この点、梅根の「全教育階梯公営の教育構想を批判し、自由の原則を強調して、ブキエ案を採択すべきことを主張した」(梅根『フランス教育史 I』、153-154頁)との論述とは若干ニュアンスが異なる。

<sup>79</sup> Antoine Claire Thibaudeau (1765-1854). 弁護士、ヴィエンヌ県国民公会議員。ジャコバン-クラブとは距離をおいた。テルミドール反動後、95年憲法を起草した「11人委員会」に P.C.F. ドヌーとともに加わる。

いて、「従来のコレージュやアカデミーを模倣して、これに余分過剰な規則を付加した代物でしかなかった」と批判した。ロンム案もこの例のひとつであるとし、ブキエ案は「単純、荘重、容易、経済的かつ共和原理に合致しており、ロンム案は複雑、困難、不経済であり、君主制にふさわしいものである」と断じた<sup>80</sup>。この他、M.E. プティ Petit も発言したが、この二案について、どちらの優劣についても立場を明確にするものではなかった<sup>81</sup>。

以上にみるように、ロンム案に対して賛同する意見を述べた議員の記録はない。

12月11日には、前々日に引き続き、国民公会の議場でC.G. ロンムとG. ブキエそれぞれが自身の教育案について説明をおこなった<sup>82</sup>。

C.G. ロンムは、「アテナイの教育に関するいくつかの事実」を説明して自身の案への批判に応え、教育の自由を布告する場合を想起させ、それによって、富者と貧者の間にいとうべき差別が生じ、「貧者に従来通りの茅屋での生活」を継続させる結果になると述べた<sup>83</sup>。

これに対して、J. ジェ-ド-サント-フォアは、「C.G. ロンムが改訂した条項には、オータン大司教とコンドルセを焼き直し、より不合理なことを導き出す体制以外の何物でもないだろう。4万のバステューユに、

---

<sup>80</sup> P.V.C.C., t. 3, p. 110 ; 梅根『フランス教育史 I』、155頁。

<sup>81</sup> *Ibid.*, p. 95. <<Petit n'approuve ni l'un ni l'autre, et propose la question préalable>>. Michel Edme Petit (1739-1795). 外科医、エーヌ県選出国民公会議員。

<sup>82</sup> *Ibid.*, pp. 146-148.

<sup>83</sup> *Ibid.*

生まれてくる世代を収容することを提案することは、独裁の最後の望みを支持するため、あるいは独裁者たちの遺灰を甦らせるために思い描くことになる最良の方策となるように思える」と強烈な批判を加えた<sup>84</sup>。

こうして、議論を締めくくり、投票がおこなわれた末に、大多数の賛同を得たブキエ案に決定した。

ブキエ案は、その前文で、

市民諸君、諸君は公教育委員会に初等学校の組織化に関する布告の改訂の任務を与えた。委員会はこの役目を果たした。しかし、それを手にしてみると、公教育の組織化にとって大きな問題がいくつもの形で出現するかもしれないことが分かった。そこで、私は新しい案を諸君に示すことを決めた。すなわち、簡単で自然、実行するに容易な案で、アカデミー団体、科学学会、教育における階級制度のあらゆる思想を決定的に追放する案で、さらに最終的に、自由と平等、簡潔という憲法と同じ基盤をもつ案である、

と述べている<sup>85</sup>。さらに、「純粹に思弁的な科学は、それに従事する諸個人を社会から切り離し、長期的には共和国を掘り崩し、弱らせ、破壊する毒薬となる」と続け<sup>86</sup>、そして「人民が創ったこの簡潔で至高の組

---

<sup>84</sup> *Ibid.*, pp. 146-147.

<sup>85</sup> 王立科学アカデミー（1793年8月）、士官学校（同9月）、大学（同9月）が閉鎖されている（*Bouquier, Rapport et projet de décret formant un plan général d'instruction publique*, pp. 1-2）。

<sup>86</sup> *Ibid.*, p. 2.

織の代わりに、アカデミーの定款を模倣したまがい物の組織をおかないようにしよう」と締めくくったのである<sup>87</sup>。

このように、ブキエ案は、冒頭からアカデミーを始めとする学術、教育団体を批判の対象とし、既成の教育観に基づく知育主義、知性主義をやり玉にあげている。そこには、「純粹に思弁的な科学」である数学の専門家であり、知識人でもあった C.G. ロンムへのあからさまな皮肉さえ見え隠れする<sup>88</sup>。

さて、ここでブキエ案の内容を確認してみたい。12月1日に公教育委員会で朗読され、8日に議会へ提出されたブキエ案は、全体が14頁、5部(section)に分かれており、それぞれの部の内部に条項(article)をたてる構成となっている。5部全体の条項を総計すると43となる。第1部は教育全般について(4か条)、第2部は教育の管理について(3か条)、第3部は教育の第一段階について(15か条)、第4部は教育の最終段階について(15か条)、第5部は教育の全般的な方法について(6か条)、である。

最初に第1部から第3部を考察し、ブキエ案の特色を理解したうえで、第4部について考察する。第4部を個別に考察の対象としたのは、日本ではこれまで、ブキエ案の祭典の部分がこれまで特に注目され、検討の対象とされてきたからでもある。

---

<sup>87</sup> *Ibid.*, p. 4.

<sup>88</sup> 曾我雅比児「科学教育制度史試論」(岡山理科大学紀要 29B、1994年)によれば、この時期、科学教育をめぐる、実験科学の立場から数理科学を革命的見地として攻撃する傾向がみられた。A.F. フルクロワは前者の立場に立っており、テルミドール後にエコール-セントラルの設立の起案者となる。

第 1 部第 1 条は、G. ブキエ自身が主張し、C.G. チボドーが礼賛するように、極めて簡潔である。いわく、「教育は自由である (L'enseignement est libre)」と定めている。しかし、この「自由」は何を指しているのか、不明である。これについて、天野は、

革命独裁が完成し、反体制派に対するきびしい弾圧が行われていた状況を考えると、いささか違和感を覚える冒頭の一文であるが、これには意味があった。当時、革命政府は、非キリスト教化運動の展開が各地で革命への反感を呼び起こすのではないかと懸念していた。そこでこの動きに対抗するため、聖職者に対する過度の迫害を戒めるべく、彼らを一律に教職から追い払うことを断念したのである。さらに教師不足への対処も考慮し、一般市民の中から広く教員を募る意図を込めて、「教育の自由」が掲げられたのである、

と述べている<sup>89</sup>。

第 2 条も第 1 条と同様に、きわめて簡潔だが抽象的で、法律として何を定めているのか、これもまた不明である。第 2 条の *Il sera fait publiquement* (それは公におこなわれるものとする) について、天野は「続く第 2 条は、「教育は公に行われなければならない」として、秘密の学校を禁止した。教師が正規の生徒以外の子どもをあずかること

---

<sup>89</sup> 天野智恵子「フランス革命期の初等教育をめぐって」『愛知県立大学外国語学部紀要』36、2004年、82-83頁。

も許されなかった」と述べる<sup>90</sup>。つまり、当局の許可なしに、秘密裏に学校を開くことは禁止されたわけである。また、その授業等も公開を原則としたのである。

第3条からは法律の条項に似つかわしい条文となり、3項から構成されている。ここでは、第1条で定められている「教育の自由」を行使する主体について定めている。

第3条 教育の自由を行使することを望む男女市民は、以下に従うこと。

第1項 学校を開校する予定の市町村または自治体に申請すること。

第2項 教授を申告する科学または技芸の分野を指定すること。

第3項 市民証一通と住居のある場所またはもっとも近い場所の自治体の総会のメンバーの半数またはセクションの自治委員会の委員2名の署名がなされた品行証明書を作成すること。

これについて、天野は「教職に就きたいと願う男女は、市民証の提示を義務づけられ、教師として承認を受けてからも、「市町村当局やセクションや、子どもたちの父母や後見人や財産管理人たちの監視下

---

<sup>90</sup> 同上、83頁。



に、そして全市民の監視下に」おかれることとされた」と指摘している<sup>91</sup>。

以上ブキエ案第 1 部から第 3 部を考察したが、法律の条文としてはやや違和感がある。例えば、第 1 条で教育の自由を謳う一方で、第 2 条では「教育は公であること」とすることによって、当局による管理体制の下にあることが示されており、第 1 条と第 2 条の間に矛盾が生じているように見える。また、条文が定めている内容が不明確なため、恣意的な法解釈の下に当局の権力が乱用される怖れが充分あるようにもみ受けられる。その意味では、天野が述べた「革命独裁が完成し、反体制派に対するきびしい弾圧が行われていた状況」を反映した公教育案とも言えよう。

また、原案では、第 1 部第 3 条の客体である児童、すなわち両親や後見人たちの義務や権利に関わる無償制や義務制などを定めるべき条項がみごとに抜け落ちていることに注目しておくべきであろう。

次に、第 4 部を考察する。第 4 部は 2 つの見出しで構成されている。すなわち、「教育の最終段階」と「社会に役立つ諸科学の教育」という条項である。前述した通り、祭典に関する条項は、ここに収められている。

「教育の最終段階」は、以下の 3 か条で構成されている。

---

<sup>91</sup> 天野、同論文。コンドルセ案では、同じく教えることの自由を規定しているが、その指導、監督をめぐっては、政治的な干渉を防止するため、行政機関から切り離れた、学者代表で組織される公教育機関に委ねる構想であった；梅根『フランス教育史 I』、126 頁。

第 1 条 民衆協会における市民の集会、劇場、市民競技会、軍事演習、全国および地方祭典[les fêtes nationales et locales]が、公教育の第二段階を構成する。

第 2 条 民衆協会の集会、全国および地方祭典、市民競技会、軍事演習の開催、そして革命演劇の上演の便宜をはかるため、国民公会は、現在放棄されたままになっている教会と旧司教館は市町村の所有物であることを宣言する

第 3 条 国民公会は、公教育の完成に役立つことになる諸科学に関する初級読本を選択し、および、われわれに欠けている書物の編集を促進することを、公教育委員会に任務として課す<sup>92</sup>。

第 2 の見出しである「社会に役立つ科学の教育」の第 1 から第 3 条項は保健所、福祉施設に関する事項、第 4 条から第 6 条は軍事関係の教育に関する事項、第 7 条と第 8 条は天文観測施設に関する事項、第 9 条は海事関係事項、第 10 条から第 12 条は関連する教員の給与等に関する事項となっている。

---

<sup>92</sup> 竹中幸史「理想の公教育への挑戦」（山崎耕一、松浦義弘編『フランス革命史の現在』 山川出版、2013 年、所収）、149-150 頁、では、第 1 条の「全国および地方祭典」は、「国民祭典および地方祭典」と訳されている。第 3 条では、「国民公会は公教育委員会に、公教育の完成に貢献するに違いない、諸科学の初等教育用教科書を選択するように、またわれわれに不足している分野のそのの作成を急がせるよう命じる」と訳されている。

このように、学校という教育施設以外でおこなわれる公教育について定めた第 4 部において、「祭典」に関する条項は最初の見出しの第 1 条と第 2 条のわずか 2 か条に過ぎない。前述した、シイエス案（21 か条）、クペ案（4 か条）、ルキニオ案（8 か条）と比較すると、ブキエ案の条文の簡略さは一目瞭然である。ブキエ案の条文は G. ブキエ自身が述べるような簡潔さという面よりも、むしろ、非常に簡略な条文であることが際立っている。ややもすると、定義している対象や範囲が不十分であると、いわざるを得ない。

この点、日本では、ブキエ案の祭典の部分に深い関心を示す研究者もいるが<sup>93</sup>、小林亜子は「<祭典>はジャコバン期、共和第二年に至って初めて「公的なレベル」で<instruction publique>（公教育）に組み込まれたものではなく、また「学校制度の下には包摂しえない人々（＝『人民』）」が共和第二年まで「<教育>の対象」とされなかった訳でもない。既に革命の初期、憲法制定国民議会期（1789～1791 年）において、<祭典>を非常に高く位置付けた<公教育>案がミラボー、コンドルセ、タレイラン（憲法委員会）によって作成されていたのである」と指摘している<sup>94</sup>。

また、ブキエ案が発表された 12 月の時点においても、この祭典に関わる条項は、議会において特に注目されたという記録はない。ブキエ自身が本格的に祭典に関与するようになるのは、翌年 1794 年の 5 月に入

---

<sup>93</sup>松浦、前掲論文；竹中、前掲書。

<sup>94</sup>小林亜子「フランス革命における<公教育>と<祭典>」『教育史学会紀要』29、1986 年、117-118 頁。

って、全国祭典 *fetes nationales* の実施について具体案を作成するよう議会で指名されてからである<sup>95</sup>。

さて、ブキエ案は 12 月 8 日に議会で発表された後、9 日、11 日にロナム案と比較し、審議され、採用することが決定された。次いで、12 日、13 日、19 日に案の内容が逐次審議され、修正を加えて 19 日に承認された。

ブキエ案のもっとも大きな修正は、原案にはなかった、教育の義務制を定めた条項が追加されたことである<sup>96</sup>。この修正は 12 日に、原案の第 3 部第 6 条の「父母、後見人または保佐人は、下記に定める事項を遵守し、教育の第一段階の学校へ、彼らの子どもまたは生徒を、彼らの任意において行かせることができる」の「任意において行かせることができる」を「行かせなければならない」と修正することを、L. J. シャルリエ Charlier が発言したことによる。これに対して、A.C. チボドーが「原則的に、自然法に基づくべき」であるとし、この修正に反対した。しかし、G. J. ダントンは「この偉大な原則を復活するべき時である。つまり、まったく評価されていないが、子どもたちはその両親のものであるより以前に、共和国のものであるという原則である。（中略）両親のエゴイズムによって働いている子どもたちが、共和国にとって危険なものにならないと、誰が請け合えるのだろうか？愛情はもう十分に尽くした。両親たちに言おう。われわれはあなたがたの子どもたちを引き離すのではないと。だが、あなたがたは国家的な影響から免れることはできないのだと。国家的理由の前に、個人的理由を優先しなければならない

---

<sup>95</sup> *P.V.C.C.*, t. 4, pp. 472-475.

<sup>96</sup> *Ibid.*, t. 3, pp. 191-195.

いのだろうか。誰が、この永久的な断絶を生み出すかもしれない危険を見過ごすよう言えるだろうか。子どもたちが共和国の母乳を飲むべきところは、国立の学校においてである。単一にして不可分の共和国。公教育も同様に、この結合の中心に立つべきである」と主張し、この修正が可決された<sup>97</sup>。

こうして、原案の第 3 部第 6 条は修正後の第 3 部第 6 条として、「父母、後見人または保佐人は、下記に定める事項を遵守し、教育の第一段階の学校へ、彼らの子どもまたは生徒を、行かせなければならない」とされた<sup>98</sup>。と同時に、その就学年限と違反者に対する罰則条項が、次のように追加されている。

第 3 部第 8 条 子どもたちは満 6 歳になる以前には学校へ受け入れられない。8 歳になる前に学校へ行かせるものとする。父母、後見人または保佐人は、継続して少なくとも 3 年の期間、学校に通わせることを引き留めることはできないものとする。

第 3 部第 9 条 この第 3 部の第 6 条、7 条、8 条の条項に従わない父母、後見人、保佐人は、軽犯罪裁判所 (*tribunal de la police correctionnelle*) に告発されるものとする。そして、法に従わない動機が正当ではない場合は、有罪とされ、初犯の時は収入の 4 分の 1 を罰金として科すものとする。累犯の時は罰金は 2 倍とし、違反者は平等の敵と見做し、市民権を 10 年間剥奪するものとする。この場合は、判決を公告する。

---

<sup>97</sup> *Ibid.*, t. 3, pp. 150-151.

<sup>98</sup> *Ibid.*, p. 193.

このように、罰則はかなり厳しい。その結果、原案の第 1 条に定められていた「教育は自由である」という条項は、修正後もそのまま残っていたが、同じ「教育の自由」でも修正前（12 月 8 日）と修正後（12 月 19 日）では、大きな隔たりがあった。為政者にとって、「裁量の自由」が大幅に増加したことは間違いない。

また、原案の第 4 部以下は、12 月 19 日の段階では、改めて審議することとなった。祭典を含む、「最終段階の教育」が改めて審議されたのは、民衆協会が命令により閉鎖され、エベール派の逮捕（3 月 13 日、24 日処刑）、革命軍の廃止（3 月 27 日）、コンドルセの逮捕（3 月 28 日、その後自殺）、ダントン派逮捕（3 月 30 日、4 月 5 日処刑）という、山岳派の独裁とテールの嵐が吹き荒れていた 3 月 15 日の第 213 回公教育委員会においてである。修正案の採択後、ほぼ 3 カ月が経過し、状況は激しく変化していた<sup>99</sup>。G. ブキエは、前年 12 月 19 日の審議で保留とされた教育案の後半部分を補訂し、3 月 15 日の第 213 回公教育委員会で朗読し審議された。

祭典関係の条項は大きな変更はないものの、この審議では原案にはみられなかった幾つかの語句の追加と変更がみられる。主な個所を示すと、以下のとおりである。

---

<sup>99</sup> *Ibid.*, pp. 569-581. 原案の第 4 部以下の部分は改訂されて、*Rapport et projet de décret sur le dernier degré d'instruction*, Paris, 1794.

(C.M.B., T1750.6) として公刊された。

原案では第 4 部とし、見出しとして「教育の最終段階について」であったのが、第 1 部になり、見出しは「教育の普及方法」に変更されている。

第 1 条の「民衆協会における市民の集会、劇場、市民競技会、軍事演習、全国および地方祭典が、公教育の第二段階を構成する」（下線は本論文筆者による）は、「コムニオン、セクションの会議および民衆協会における市民の集会、劇場、市民競技会、軍事演習、全国および地方祭典が、公教育の最終段階を構成する」（下線は本論文筆者による）と変更されている。

第 3 条の「公教育の完成に役立つことになる諸科学に関する初級読本を選択し、（中略）書物の編集を促進することを、」（下線は本論文筆者による）は「公教育の完成に役立つことになる諸科学および技芸に関する初級読本を選択し、（中略）書物の編集をコンクールによって促進することを、」（下線は本論文筆者による）と変更されている。

この教育案は 4 月 13 日開催の国民公会の議会へ提出され印刷された。しかし、審議がおこなわれたという記録はない<sup>100</sup>。

この間、2 月 17 日（プリュヴィオーズ 29 日）、公教育委員会は G. ブキエに対して、生徒の公教育について定めた法律を施行するための解説書 *instruction* をできるだけ早く作成するよう任命した<sup>101</sup>。そのため、3 月 31 日には、「初等学校に関する布告に付随するべき解説書の作成のため」に、A.C. チボドーの協力を得ることになり、さらに 5 月

---

<sup>100</sup> *Ibid.*, t. 4, p. 164.

<sup>101</sup> *Ibid.*, t. 3, p. 469.

13 日は J.M. クペをこれに加えたが<sup>102</sup>、完成せず、結局 5 月 24 日に指示書 *indications* として提出されている<sup>103</sup>。

以上、ブキエ案の検討過程を考察することを通じて、山岳派内部の政治的抗争の影響が強く投影され、公安委員会とそれに結びついた勢力が描く「徳の共和国」の建設のための手段として公教育が構想されたことを明らかにした。その結果、地方では、ルーアンにおいて 1794 年 1 月 1 日にブキエ法に関わる公教育委員会が組織され、ジェルミナル末日（3-4 月）までに学校数が 8~10 となる予定であること、生徒数が 3,000 名を超えるという状況であったこと、アルドルでは共和 2 年ヴァントーズに、サントメ、モンルイ、メダン、カレ、ブローニュの各地域ではジェルミナルの時期に、ブキエ法に基づいて教師の登録申請があり、任命手続きが進んだこと（R. グルヴェ *Grevet*）につき付言した。

## おわりに

モンターニュ派国民公会期のみならず、フランス革命における公教育をテーマにした研究では、必ず取り上げられるのが、本章で検討の対象とした「ルペルティエ案」と「ブキエ案」である。その理由は、この両案が公教育の対象である民衆に関して、多様な議論がおこなわれたからである。視点を変えれば、フランス革命において、民衆はどのようにみなされていたか、という関心である。

---

<sup>102</sup> *Ibid.*, t. 4, p. 421.

<sup>103</sup> *Ibid.*, p. 472.



先行研究における検討は、この両案の成立過程に関わって、既存の研究において注目されてきた M.ロベスピエールや G.J.ダントン、あるいは C.G.ロンムといった議員に関心を集中させる傾向が強かった。また、民衆をテーマの中心に位置づけるあまり、特別なテーマともいえる「祭典」に関心を集中させるという傾向もみられた。

本章では、先行研究を踏まえつつも、既存の見解に拘泥することなく、原点に立ちかえって、検討をすすめた。方法としては、公教育を検討した会議の議事録である、M.J.グイヨーム (Guillaume) 注釈の『立法議会公教育委員会議事録』や『国民公会公教育委員会議事録』等によって公教育の検討の流れを追いつつ、公教育に関する議員の見解を分析することとした。

このような検討からみえてきたことは、公教育を検討する立場にある議員たちの理想や希望、そして政治的思惑や限界である。公教育の義務制や無償制といった概念が、民衆たち個々人の社会的平等に基づくものなのか、議員たちが構想する共和国という国家体制に相応し人間を育成するための手段に過ぎなかったのかという点である。

## 第 4 章

### 民衆組織が求めた公教育案

## はじめに

本章では、パリの民衆組織（セクション *section* や民衆協会 *société populaire*）による公教育案の検討過程を考察する。知識人や聖職者を中心とする国民公会議員たちが、国民の大多数を占める民衆たちを教化しようとする一方で、民衆たちは公教育の検討過程において、さまざまな回路を通じて議会、公教育検討委員会との関係性を有していた。この過程における、民衆の自律的な組織の存在等を確認する。

なお、本章では、パリ市内各セクションや民衆協会の議事録、請願書、民衆活動家の著作等により分析、検討する。そのため、厳密な意味では、フランス全体の動きを包摂しているとは言い難いが、ジャコバン・クラブのように地方との密接なネットワークをもつ組織もあり、民衆活動家の著作や行動、主張もフランス全体の情勢を反映しているものとする。

これまでの先行研究は、前章で述べたように、革命という体制の中で一種のエリートである議員たちと同じ視線から、議会や委員会における検討経緯、議員たちの発言を中心に革命期の公教育について検討がおこなわれてきた。これに対して、民衆の立場から公教育を検討した研究は極めて少なく、A.ソブールがわずかにパリのセクションや民衆協会における活動に触れ、その存在について喚起してきたに過ぎない<sup>1</sup>。

初めに、これらセクションの成立過程と構造的特徴について簡単に述べておきたい。国民公会の時期、パリの行政組織は 48 のセクションから構成されていた。革命当初、三部会が開かれた 1789 年の春、パリ全体が 60 のディストリクトと呼ばれる区に分けられ、三部会の議員を選

---

<sup>1</sup> Soboul, *Les sans-culottes parisiens en l'an II*.

ぶための選挙集会の単位として設定されていたが、旧市政の崩壊後はこれが一つの政治的な単位になり、国民衛兵もディストリクト単位で編成されていた。セクションは、その翌年にできた新しい市制における行政単位である<sup>2</sup>。これらのセクションでは住民総会が開催され、この総会に民衆も出席した。

各セクションは、行政単位として、市長や市議会議員をセクション単位の選挙集会で直接、選出した。国民公会の議員の選出については、各セクションでまず選挙人を選出し、選挙人が集まって議員を選出するという間接選挙だった。セクションには、民事委員会、のちには革命委員会など各種の委員会のほか治安判事、警察委員などの役職があり、これがセクションの行政をおこなったが、これらもセクションの総会で選出されていた。セクションは、このようにきわめて自治的性格の強い地域の行政単位として、政治的にも社会的に重要な位置をしめていた。なお、男子普通選挙制になった国民公会時代にはすべての男子成人が参加できたが、それでも出席率は決して高くなく、10パーセント以下が普通だったとの指摘がある<sup>3</sup>。

こうして、1791年には立法議会、92年には国民公会の選挙があり、早いセクションでは91年、遅いセクションでも92年にかなり顕著な選挙人の社会階層の変化がおきた。下層の小ブルジョワとみなされた階層が選挙人として選出されたのである。彼らは、排除されている受動的市民にも参政権を与えようとする運動によって民衆と接触し、各セクシ

---

<sup>2</sup> 柴田三千雄『パリのフランス革命』（東京大学出版会、1988年）、246-247頁。

<sup>3</sup> 同上、247-248頁。

ヨンの内部に革命委員会が 93 年春につくられ、その夏にはこの革命委員会メンバーとして明らかに民衆階層に属する者が委員に選出され<sup>4</sup>、1793 年の 5 月末から 6 月 2 日にかけて蜂起し、議会内のジロンド派を追放した。モンターニュ派独裁の政治体制が完成する基盤が徐々にできていったのである。

この時期の民衆を、遅塚忠躬はひとつの社会階層ととらえて、「パリをはじめとする都市の住民のうちで、ブルジョワに属さない人びと」、「靴屋だの仕立て屋だのといった小さな独立の仕事場の主人、家具だのの小間物だのををつくる手工業の親方のもとで働く職人や徒弟、小売りの商店主やその従業員」であり、「定職をもたないその日ぐらしの貧民などがそこに含まれ」ており、「パリでは、人口（約 65 万）の半分以上がこの民衆」であった<sup>5</sup>、と指摘している。同様に、遅塚は、民衆を民衆運動の主体となるサン・キュロットを構成する社会階層としてとらえ、「都市の民衆とブルジョワの下層との境界はあまりはっきりしていません。手工業の親方などは、下層のブルジョワに属するのですが、自分も職人や徒弟といっしょに働いていますから、民衆との連帯感があり、民衆運動にも参加します。革命期に〈サン・キュロット〉とよばれて民衆運動の主体となるのは、こういう下層のブルジョワと本来の民衆との連合体です。この連合体は、パリでは、人口の四分の三以上を占めると見られています」と述べている<sup>6</sup>。

---

<sup>4</sup> 同上、251－252 頁。

<sup>5</sup> 遅塚忠躬『フランス革命』（岩波書店、1997 年）、60－61 頁。

<sup>6</sup> 同上、61－62 頁。

この運動は、ここで指摘されているように、社会階層としての民衆だけではなく、下層のブルジョワも含まれており複雑な様相を示していた。職業上からみても、手工業や商店の経営者とその従業員など、職種などによってもさまざまな要素を含んだ階層が民衆運動の主体となっていたのである。そして当然、セクションによってもその様相は異なってくる。A.ソブールは、これら 48 のセクションごとに、雇用者数、被雇用者数、貧民の人数、能動的市民数などをまとめた史料を提示しており、各セクションの社会的結合関係の一端が示されている。本章では、これらの社会的背景をみながら、それぞれのセクションにおける教育に対する要求を確認する。フォブール-サンマルセル地区の3セクション（フィニステール、オブセルヴァトワール、サン-キュロット）については、出身地方、食料品業から教会関係業務まで 25 の職種、識字率について分析をおこなった H.ビュルスタンの著作<sup>7</sup>も参照する。

民衆協会は、地域の行政単位であったセクションとは異なり、会員制であるところから協会ごとに性格や参加者の特徴も多様であり、民衆協会を総体的に論じることは困難である<sup>8</sup>。地方の民衆協会、例えばルーアンにおける民衆協会については、その活動を詳しく分析した竹中幸史の研究があり<sup>9</sup>、ブキエ案の施行の際の市公教育委員会（評議会）との関係について言及している<sup>10</sup>。

---

<sup>7</sup> H.Burstin, *Le faubourg Saint-Marcel à l'époque révolutionnaire*, Paris, 1983, pp. 133-137.

<sup>8</sup> 柴田『パリのフランス革命』、197-202頁。

<sup>9</sup> 竹中幸史『フランス革命と結社』（昭和堂、2005年）、175-180頁。

<sup>10</sup> 同「理想の公教育への挑戦」、143-168頁。

## 第 1 節 民衆組織の要求

次に、いくつかのセクション、民衆協会における教育に関する要求を具体的に考察してみたい。民衆運動が頂点をむかえる 1793 年の春から翌年の春まで、この期間における民衆組織（セクション、民衆協会）の要求を、概ね時系列で追ってみる。

「リュクサンブール愛国者協会」*Société patriotique du Luxembourg* は、ミュティウス-スケヴォラ・セクションにあった。このセクションは人口 16,663 人、能動的市民が住民中に占める割合は 9.67% で、パリ全体の平均（12.48%）を下回っている点で、一般的にやや貧困地帯といえる。貧困者が住民中に占める比率は 4.64% でパリ全体の平均（11.81%）より大幅に下回っている。以上から、納税者の比率は低いものの、貧困者も少ないことから、全体的に低水準の収入で住民同士の格差が小さい地域であったといえる。また、経営者の平均雇用労働者数は 12.63 人で、パリ全体の平均（19.77 人）よりやや下回るが、これら経営者の数が住民数に比べてパリ全体の平均（0.66%）より低く（0.50%）、ブルジョワ階層が比較的少なく、かつその経営規模が小さいことを示している。このセクションではブルジョワと民衆とが混在した地域であるといえることができる。

なお、この民衆協会の会員数はこの時期、30 名で、もっとも多いのが商人と手工業者で、両者を合せて 18 名、商人としては紙、染物、織物、金細商人である。手工業者としては錠前、印刷、石工、指物師の親

方などであった。職人層、労働者層、女性の会員はおらず<sup>11</sup>、下層のブルジョワが構成する協会であった。

この民衆協会が教育について、その総会で決議したのは1793年3月17日である。公教育について、革命後に多くの教育案が提出されたにもかかわらず、ほとんど審議もつくされないままに次々と廃案になっていく状況のなか、ロンムによって「小学校設置法案」が準備されていた時期にあたる。手工業や商店の小経営者である会員たちは、早急な初等教育の発足を求めていたことが、この決議から伝わってくる。

決議は、20か条からなっており、

何らの読み書きの初歩も教えられていないことの緊急性にかんがみ（第1条）、協会は6歳から12歳までの少年少女を（第2条、第3条）、1週間に2回、日曜日と木曜日、午前10時から正午まで、遅くとも午後1時まで、木曜日は午後5時から午後7時まで受入れる（第4条）、備えることが必要な本は、協会の費用でまかない、そこに置かれる（第18条）という制度面とともに、教育の基礎は、子どもたちの母国と両親に対する義務と責務の説明、社会に役立つようになるための習俗と情操の発露に置くものとする。すなわち、自然の善良さを養い、高齢者たちを敬い、もっとも弱々しい昆虫からもっとも役立つ動物まで、いかなる存在にも敬意を払い、慈悲の心をもつことにある（第13条）という道徳的側面と、自然な比較によって、それらを示し、社会全体の目的を示す。採用し得るさまざまな政府の形態について、

---

<sup>11</sup> 柴田『パリのフランス革命』、198頁。



そのなかでは自由と法に基づいた政府について示す（第 14 条）、生徒に自然法、政治的法律、民事法の説明をおこなう（第 15 条）、あるいは、それに主権の定義、人民による批准、自由と平等、共和国、専制君主の政府における不幸と共和国政府から自然に生じる幸福についての教えを加えるものとする（第 16 条）、古代の偉大な人びとの観察、つまり彼らの愛国主義と美德が教育の一部をなす（第 17 条）、母国のために、もっとも重大で、もっとも容易にできる奉仕を市民に課すことになる、よく鍛えあげられた能力の児童の肉体的能力の開発のために、軍事訓練その他をおこなうことを提案する（第 20 条）

という公民としての教育を内容とする決議であった<sup>12</sup>。その後、1794 年 4 月に民衆協会の解散命令が発せられる事態となったが、同協会はこれを拒否したことで知られている<sup>13</sup>。

この民衆協会による、上記に示した自主的かつ自律的な教育観はその前年（1792 年）におけるパリ民衆蜂起（8 月）と国民公会の発足（9 月）と無縁ではない。同時に、民衆運動を精神的に鼓舞する論理が活字のパンフレットとして、巷に流布されていたことも見逃せない。

J. ヴァルレ<sup>14</sup>は、多くの民衆運動家たちのなかでも、人民主権に立脚する発言と行動が注目を集めてきたが、1792 年 7 月 24 日には、「人民主権」の立場から議会の議員に対するサン-キュロットの要求を提示

---

<sup>12</sup> B.N. Mss. Nouv. Acq. Fr. 2704, p. 146.

<sup>13</sup> Soboul, *Les sans-culottes parisiens en l'an II*, p. 1088.

<sup>14</sup> Jean Varlet (1764-1837). ドロワ-ド-ロム・セクションで活動。

する『自由なフランス人の願望』<sup>15</sup>と題した請願をロワ-ド-シシル・セクションの総会で発表した。この請願のなかには、1789年の人権宣言に基づいて改革をすすめることを骨子とし、91年憲法の改訂、経済・行政の執行権を人民の手に委ねること、とりわけ能動的市民と受動的市民の区別を廃止すべきことが盛り込まれていた。これらは、A.F.モモロ<sup>16</sup>、P.G.ショーメット<sup>17</sup>たちが同年（1792年）6月に発した宣言とも共通する課題でもあったことから、多くの民衆がこの廃止を求めていることを反映しているともいえる<sup>18</sup>。原書名からも明らかなように、この請願書には賛同者の署名が多数寄せられており、M.ベルンシュタイン

---

<sup>15</sup> J. Varlet, *Vœux formés par des Français libres, ou, Pétition des sans culottes, signé sur l'autel de la patrie pendant trois jours, & présentée à l'Assemblée nationale : revêtue de 50 pages de signatures*, Paris, 1792. (C.M.B., tome100.[59]) ; マルタン・ワルテル『フランス革命史目録』（フランス国立図書館）に収録されている版は、書名の一部が異なっており、<<*Voeux formés par des francais libres, ou pétition manifeste d'une partie du Souverain à ses délégués pour être signée sur l'autel de la patrie et présente le jour où le peuple se levera en masse pour résister à l'oppression avec les seules armes de la raison*>>と記されている。

<sup>16</sup> Antoine François Momoro (1756-1794). テアトル-フランセ・セクションの議長を務める、コルドリエ・クラブで活動。

<sup>17</sup> Pierre-Gaspard Chaumette (1763-1794). パリ・コミューンの総代。

<sup>18</sup> Soboul, *Les sans-culottes parisiens en l'an II*, pp. 59-63.

文庫に収録されている版は、末尾に<revétue de 50 pages de signatures>という語句とともに賛同者名が付されている。

さらに、その2か月後にJ.ヴァルレは、『国民公会における人民の受任者に対する特別かつ命令的委任の草案』<sup>19</sup>というパンフレットを配布している。井上すずは、「このパンフレットほど明確に、初期民衆運動を経験してきた民衆運動の指導者＝サン＝キュロット・ミリタンの代表にたいする考え方をあらわしたものはない」<sup>20</sup>、と指摘している。また、J.ヴァルレは、人権宣言を実現化するためには、社会的幸福の基礎を築くべきであり、それは自由と平等の原理に基づく「国民教育プラン」を構想すること、「いかなる家長も子弟のために個人教師をもたず、完全に公教育に参加させる義務を負うべきであること」<sup>21</sup>と述べている。公教育とそこからもたらされる全国民に共通した教育が、共和国を支える国民を育成することの重要性を説いたのである。同時に、富裕層が求める個人教授を念頭に、それらを否定し、

---

<sup>19</sup> J. Varlet, *Projet d'un mandat spécial et impératif aux mandataires du Peuple à la Convention Nationale*, Paris, 1792.(Gallica).

<sup>20</sup> 井上『ジャコバン独裁の政治構造』、127-128頁。なお、同書、138頁の注(2)Braeschによれば *Bibliothèque historique de la Ville de Paris* にある版には、1792年9月29日に配布とされている (Braesch, *op. cit.*, p. 586)。

<sup>21</sup> Varlet, *Projet*, p. 14-15 ; 辻村みよ子「フランス1793年憲法とジャコバン主義」7『成城法学』32、1989年、74頁。

従来無視されていた社会における幸福 (*bonheur social*) の基礎を定めること。自由、平等の原則に立脚する国民教育計画を定めることである。子供はすべて公教育を受けるべきである、

と述べている<sup>22</sup>。前作の「請願書」と比較すると、人民主権の具体的な形態として第一次集会を、人民主権の「基本単位」として位置づけていること、信教の自由と関連して、国家と宗教の分離を求めていること等、この時期の政治・社会状況の微妙な変化を反映している。タイトルページには、著者の名前に続けて、「1792年の選挙人」、「ティロン街6番地ドロワ-ド-ロムの市民」、「サン-キュロットの費用で印刷」と記されている。奥付には、テアトル-フランソワ街4番地のセルクル-ソシアル印刷所から発行されたことが記されている。

その後、『社会的政体における人間の権利に関する厳粛なる宣言』<sup>23</sup>を公にした。この「宣言」について、杉原泰雄は、

生活苦の加重と反革命についての危機意識に支えられて、人権と<人民主権>を求めるサン・キュロット運動が頂点に達しようとしていた1793年5月に発表され、6月8日には国民公会の議場で読みあげられた。5月の発行部数は、5,000部であった。

1792年10月頃から、各セクションの受任者からなる<中央委員会>がかなり頻繁に旧司教館(エヴェシエ)に会合するように

---

<sup>22</sup> Varlet, *Projet*, p. 15.

<sup>23</sup> J.Varlet, *Déclaration solennelle des droits de l'homme dans l'État Social*, Paris, 1793.(Gallica).

なっていた。翌年春には、それはフランスと民衆をとりまく状況の悪化及びそれに効果的に対処できない国民公会に対する失望もあって、サン・キュロットの蜂起によって既存の権力を打倒し、それにとってかわる臨時権力を志向する傾向さえもみせはじめていた」<sup>24</sup>

と述べている。宣言は三つの部分から構成されており、最初に「主権者人民である 85 県のフランス人へ」という前文が、二番目に「社会的国家における人間の権利の宣言」の本文 30 か条が、最後に「覚書」が配置されている。「宣言」の第 5 条は、「徳育 (l' éducation)、知育 (l' instruction)、公共倫理の流布は、市民に対する国家の神聖な債務であり、それらのみが市民による市民の権利の享有を実行可能なものとすることができる」と定められている。前文の前には「通知」

(Avis) が印刷された頁があり、ここには「1789 年以来、費用をかけて第 7 作目となった本作品は、サン-キュロットたちのために印刷し、配布するが、デイド書店から 5,000 部を刊行する。判型は保存するので、それ以外から刊行されるものはすべて正式のものと認めない」と記されている。なお、「覚書」(第 24 頁)の文末には、「シトワヤン・ヴァルレ、パリ生まれ、自由の使徒、ジャコバン、1792 年の選挙人、ドロワ-ド-ロム・セクションのサン-キュロットによる」と記されている。なお、この「宣言」のタイトルには「社会的政体」(État Social)という言葉が含まれているが、この訳語について若干触れておきたい。

---

<sup>24</sup> 杉原『人民主権の史的展開』、67 頁。

この「社会的政体」という言葉は、この「宣言」には9カ所で使われている。原文では、いずれも L'ETAT SOCIAL と全て大文字で綴られている。この ETAT は「状態」という意味もあるが、政体あるいは国家と訳すべきではないかと思われる<sup>25</sup>。つまり、「社会的政体」あるいは「社会的国家」である。従って、この厳粛宣言を、文字通り宣言として、何かの要求項目であるかのように扱うのではなく、これを「憲法草案」に準じた文書とみるべきではないだろうか。

それは、この宣言が発表された時期は、国民公会が91年憲法を廃止し新たな憲法草案の作成を模索していたことと深く関わる。杉原は、「<厳粛宣言>は、<すべての自由と平等の友に対して、何国語であるかを問わず、フランス共和国にすぐれた憲法を与えるにふさわしいと信ずる計画・意見・方法を憲法起草委員会に提出するよう>求めた国民公会の呼びかけ（1792年10月19日）にこたえたものとみられないわけでもない」と述べている<sup>26</sup>。瓜生はこれに対して、この宣言を、「かなり体系的な人権宣言」であると述べつつ、「1792年8月10日の革命によって、君主制・91年憲法が廃止され、国民公会は新憲法の準備を指示した。コンドルセは憲法委員会の名で草案を提出し、93年2月

---

<sup>25</sup> 瓜生洋 - 「ジャン＝ヴァルレ著『社会状態における人権の荘厳な宣言』」『九大法学』24号、1972年、102頁の翻訳では、最後の第30条で使用されている箇所だけが「社会国家」と翻訳されている。

<sup>26</sup> 杉原『人民主権の史的展開』、68頁。この引用文に続けて、「だが、それを超えて、「人民主権」に立脚する民衆権力を樹立しようとするサン・キュロット運動の体系的正当化論、サン・キュロットの国家理念の体系的表明、としての性格を強くもっているように思われる」と指摘している。

から討論が開始された。この間、多数の草案が提出されたが、この〈宣言〉も国民公会における討論に向けて発表されたものと推定される」と指摘している<sup>27</sup>。両氏が指摘するように、「サン-キュロットの国家理念の体系的表明」（杉原）、「かなり体系的な人権宣言」（瓜生）であるならば、それは「憲法草案」に準ずるものであり、「政体」あるいは「国家」についての表明であると解釈するべきであろう。

すなわち、人民の手による憲法草案であり、彼らが目指した政体あるいは国家、それを「社会的政体」あるいは「社会的国家」として、そこにおける人民の権利を定めた「憲法草案」なのである。

1793年5月29日の「権利の宣言」（ジロンド派）の前後には、憲法の制定とその原則に沿った教育案の作成の要求が、オブセルヴァトワール、フィニステール、サン-キュロット、パンテオン-フランセの諸セクションによる請願にみられ、5月22日のグラヴィリエ・セクションによる要請、6月16日のアミ-ド-ラーパトリ・セクションの総会における初等学校の組織化の要求等にも含まれていた<sup>28</sup>。

6月27日には、パンテオン-フランセ・セクションによる「司祭団、貴族の偏見に対抗する共通の共和的制度の布告」の要求があり、フェデレ・セクションによる「民衆的な原理にもとづいた国民教育」の要請も行なわれた。7月以降に活発化する公教育案の議会・公教育検討委員会における検討に先だって、このような具体的な要求を掲げた活動が民衆組織において、みられたのである。

---

<sup>27</sup> 瓜生、前掲論文、88頁。

<sup>28</sup> Soboul, *Les sans-culottes parisiens en l'an II*, p. 497 ; ソブール『フランス革命と民衆』、125、126頁。

フォブール-モンマルトル・セクションが、教育に関する請願を決議した1793年7月4日は、国民公会においてモンターニュ派が実権を握り、公教育の検討を新たな体制の下でおこなうため、委員を刷新して公教育委員会（6人委員会）を発足させた7月3日の翌日にあたる。この決議では、

われわれの幸福にとって、早急な公教育の組織化は欠くことのできないものです。共和主義的な習俗と徳を無力にするような形而上学的教育ではなく、農業や技芸を練磨し、国民的産業に飛躍的な発展をもたらし、商工業に活力を与え、われわれの周りに存在する専制政治、策謀やあらゆる種類のそれらの萌芽を永久に根絶するにふさわしい教育を！<sup>29</sup>

と述べ、日常の労働に必要な知識、実際的な学習の内容の教育を求めている。ここには、この時期に度々議論された「徳育」か「知育」ではなく、具体的に「産業に飛躍的な発展をもたらし、商工業に活力を与える」教育の早急な実現を求めている。

フォブール-モンマルトル・セクションの能動的市民が住民中に占める割合は6.80%で、平均（12.48%）の約半分であり極めて低い。このことから、ブルジョワの数が少なく、全体として平均的に貧しい地区であるということが出来る。また、経営者の平均雇用労働者数が平均より下回るのに対し、経営者の数は平均より多い。これは、経営規模が前者の2セクションよりさらに小さいことを示している。新開地とい

---

<sup>29</sup> A.N., C261, dossier 573, pièce 18.



うこともあって、セクション全体がパリ全体と比べて貧困なカルティエであるということが出来る。

このフォブール-モンマルトル・セクションと、同日に同じような趣旨の決議をおこなったのがフォブール-サントワーヌの3セクションである。

フォブール-サントワーヌ地区は、ポパンクール、モンルイユ、キャンズヴァンの3セクションを合せた地区で、能動的市民が住民中に占める割合は11.09%でやや平均を下回る程度である。一方、貧困者が住民中に占める比率は34.43%で平均をはるかに上回っている。このことから、少数のブルジョワと多数の貧困者が集中しており、全体として貧しい地区といえる。経営者の平均雇用労働者数は15.00人で、経営規模も小さく、その分、経営者数の比率はパリの平均を上回っている。全体として、新開地ということもあり、労使ともに貧しい地域である。

フォブール-サントワーヌの3セクションは、フォブール-モンマルトル・セクションと同じ日、教育に関する決議をおこなっている。この決議では、6月23日に採択された憲法について、「憲法における原則はその精神において厳かであり、住民たちは地方の同胞たちが同じ感情、つまりこの切望と正しい認識の義務をもって、みなさんに伝えるべく、直ちにパリの住民たちと団結することを疑わない」と述べた後、「貧民はこれまで革命を支え、憲法を成立させるのに、あなた方を支援してきたことを顧慮してください。これまでの成果を収穫し始める、その時なのです」<sup>30</sup>と続ける。そして、公教育の確立について

---

<sup>30</sup> 原文では、貧民を *le pauvre* と記している。

教育に関する法律について、われわれはつぎのことを十分に確信している。発明によって耕作者は作業を単純化し、その成果を増加させることができる。こういうあらゆる発明を耕作者に享受させる方法は教育のなかにみいだされる。また商工業のかなめである手工業者は教育に自分の技術を完成する方法を、労働者は自分の才能をみいだすであろう。そしてあなた方は、教育から迷信の精神をよみがえらせ、それを永存させる可能性のあるものをすべて、遠ざけるべきである<sup>31</sup>、

と述べ、経済・産業の振興に役立つ教育を要求しており、現実的な課題を教育によって解決しようとする姿勢がみられる。前述したフォブール-モンマルトル・セクションが求める公教育の内容と類似していることも注意を引く。

前章でも述べたように、7月13日、ロベスピエールは国民公会において、ルペルティエの公教育案を通告し、29日、公教育委員会の名において、この計画の採用を提案した。7月29、30、8月1、3、5日にルペルティエ案は審議され、13日に最終討議の末、原案を大きく修正したうえで採択された。そのため、同案の骨格をなす全寮制と義務制については削除されて、民衆のための公教育 (*instruction publique*) という課題は残されたままとなった。

このような状況にあって、7月17日には、「革命的共和主義的女性」協会 *Société des femmes républicaines révolutionnaires* は公教

---

<sup>31</sup> *Archives parlementaires*, LXVIII, Paris, 1905, p. 256.

育の組織化を要求している<sup>32</sup>。また、民衆活動家ルクレールは、8月17日に発行された『人民の友』紙において、全児童に普通共通教育を授ける計画の立案者、つまり L.M.ルペルティエを称賛する一方、「なにゆえ国民公会は、この賢明な政策を全面的に採用しなかったのか。なにゆえ国民公会は、児童を差別なく共同の建物に送り込んで、かれらの両親を強制的に平等の水準にしたがわせるのを恐れたのか」<sup>33</sup>と議会を非難したのである。J.R.エベール<sup>34</sup>の表明はさらに激しく、「すぐれた教育によって人間を改造するまで、立派な將軍も、有能な行政官も決してあらわれないだろう」し、「国民公会は法律家と秀才の専制からサン-キュロットを救出するために、かれらに教育を授けることを急いでもらいたい」<sup>35</sup>と述べた。前章で考察した、国民公会の議会における議員たちの公教育に取り組む姿勢に対して、明白に批判したのである。

9月3日のユニテ-セクションの7か条の声明には、公教育の実施方法の早急な決定と革命裁判所の設置要求が、以下のように掲げられている<sup>36</sup>。

---

<sup>32</sup> Soboul, *Les sans-culottes parisiens en l'an II*, p.498 ; ソブール『フランス革命と民衆』、127頁。

<sup>33</sup> *Ibid.* ; 同上書、127-128頁。

<sup>34</sup> Jacques René Hebert (1757-1794) ジャーナリスト、コルドリエ・クラブ会員、オテル-ド-ヴィル・セクションで活動、パリ・コミューン総代補佐を務める。

<sup>35</sup> *Le Père Duchene*, no. 277 ; Soboul, *Les sans-culottes parisiens en l'an II*, p.499 ; ソブール『フランス革命と民衆』、128頁。

<sup>36</sup> A.N., C271, pl. 665, p. 35.

主権者であるセクションは、あなたがたが自分の持ち場を固めて欲しいこと、また、あなたがたの憲法の毅然とした支配力を保証する手段として、以下の請願を提出する。

1. 貴族や聖職者に従事する一般人や軍人を解任すること。
2. 投機人、買占め人やその容疑者に対する布告が無駄にならないようにすること。
3. 共和国の隅々まで食糧を保証すること。
4. 公教育の方式をできる限り早く決定すること。
5. 単一の民法典を制定し、煩瑣な訴訟手続きの忌まわしい怪物を一掃すること。
6. カペー未亡人、ブリソ、すべての裏切者に対する最終的な判決をくださいこと。
7. 最後に、これらの決断を早めるため、法律の厳格な適用から逃れるために大悪党の役に立つことになる回りくどい形式を取りやめることのできる、革命的な判決をください革命裁判所をパリの 12 カ所に設置すること。

請願の 2 と 3 は、「穀物最高価格法」（5 月 4 日制定）と「一般最高価格法」（9 月 29 日制定）に関連し、請願の 5、6、7 は「反革命容疑者法」（9 月 17 日制定）と密接に関連している。法律として制定される以前に、民衆のセクション集会で決議されていたのである。

ユニテ-セクションの能動的市民が住民中に占める割合は、12.28% で、平均的な位置にあるが、貧困者が住民中に占める比率は平均よりはるかに低く、セクションの経済的中間層がパリ全体の平均より厚いこと

を示している。経営者の雇用労働者数と経営者の数の比率からも、経営規模が小さいブルジョワと熟練労働者層が存在していることを示しており、セクション内の貧富の差が少ない、手工業を中心とした地域であるということが出来る。

パンテオン-フランセ・セクションが 1793 年 9 月 12 日に教育に関する請願をセクション総会で決議したのは、パリの民衆運動が最高潮に達する一方、ロベスピエールが強硬に推進しようとしたルペルティエ案が 8 月 13 日に大幅な修正が加えられる事態となり、その後の公教育をめぐる議論の方向性が揺れ始めていた時期にあたる。9 月 16 日には公教育委員会のメンバーを改組し、6 名の委員会に 4 名が追加された。10 月 19 日には、一旦修正可決したルペルティエ案を廃案にしている。

このパンテオン-フランセ・セクションの請願の内容は、その「揺れ」を直接に反映するものだった。

この請願の特徴は、それまでの議論の積み重ねであった早急な初等教育の確立についての言及がなく、成人教育へと範囲を広げる議論へと変化している点である。しかも、具体的な教育の範疇を越えて、道徳的、精神的な高揚を強調するばかりで、きわめて抽象的な内容となっている。請願のタイトルは「パンテオン-フランセ・セクションの自由学校の創設を要求する請願」とされ、「祖国にとって、第一の災厄は自由に反対して同盟する専制君主たちの連合ではありません。理性に反対して同盟する専制君主たちの連合なのです」と続く。そして、「教皇至上主義派の詭弁の宗教を一掃し、原始的簡素さへ回帰させよう。狂信を徹底的に探し出し、戦い、消滅させよう」と述べて、反宗教勢力の立場を強調し議会に対して、

フランス国内の各セクション、カントンにおいては直ちに、公立で無償の学校を設置すること。本学校においては、祖国への愛、栄光、美德、狂信への嫌悪、遵法精神、死を恐れないこと、そして何よりも、最悪の王とその死を恐れないことを説かれるべきである。なぜならば、彼ら王たちは生きている人々を永続的な死の状態にしておいたからである（第 1 条）、これらの学校は日曜日と祝日、特にフランス革命のもっとも美しい時期を描く際に、開かれだろう。アテネの哲学者たちは、偉大なる人々が埋葬されている、有名な場所で授業をおこなった。それにならい、われわれのパンテオンを自由の学校とすることに少しの違いもない。現在の状況を鑑み、祖国が危機に瀕している状況においては、これら理性の使徒たちは寺院において狂信と戦い、公共の場所において戦闘への勇気を奮い立たせるために赴くよう促されるだろ（第 4 条）<sup>37</sup>、

という、全部で 6 か条の布告をおこなうよう、国民公会に勧告している。この請願書は印刷され、国民公会と 47 のセクション、民衆協会へ配布された<sup>38</sup>。

この時期、内外情勢においては、イギリス軍に要所（トゥーロン、ヴァランシエンヌ）を占領されたり、逆にマルセイユでは共和国軍が勝利を収めるなど、一進一退を繰り返す中で、より革命の求心力を高めよう

---

<sup>37</sup> A.N., C272, dossier 673, pièce 47.

<sup>38</sup> *Ibid.*

と、民心をも包摂した「革命の統制」が始まり、やがて「独裁体制の確立」へと導かれていく。

数カ月前（7月17日）に公教育の要求を提出した「革命的共和主義的女性」協会は、10月30日に活動禁止となった<sup>39</sup>。この活動禁止は、全国すべての女性のクラブに適用された。なお、この翌日31日には21名のジロンド派議員が処刑された。

11月17日（ブリュメール27日）には、ボンヌ-ヌヴェール・セクションは、「道徳、理性講座」**un cours de morale et de raison**を設立し、ラゾウスキ民衆協会（フィニステール・セクション）は「青年市民の道徳学校」**une école de morale pour les jeunes citoyens**を開設した<sup>40</sup>。レユニオン・セクションの民衆協会も11月17日（ブリュメール27日）に「自然と真理に合致した道徳講座」**un cours de morale conforme aux principes de la nature et de la vérité**を提案したのに対して、セクション総会はこの計画を採択し、この地域の公教育 **instruction publique** 委員会を独自に設置し、具体的に地域の学校をスタートさせようとしたのである<sup>41</sup>。

9月中旬に、パンテオン・フランセ・セクションで決議された請願をはじめとする、これらの決議には、いずれも共和国のモラル、つまりは反キリスト教的なモラルを確立するという民衆層の意志が示されている。

---

<sup>39</sup> 天野知恵子「1793年パリの革命婦人協会」『史学雑誌』第90巻6号、1981年、54頁。

<sup>40</sup> B.N.Mss.N.A.F., 2662, f. 54.

<sup>41</sup> Soboul, *Les sans-culottes parisiens en l'an II*, p.500 ; A.N., F7, 2492.

これらの動きは、この時期のキリスト教をめぐる政治と密接な相関関係、すなわち 11 月 7 日のパリ大司教ゴベルの国民公会における還俗式や同 10 日のノートルダム聖堂（パリ）における理性の祭典の執行などに関連している。

さらに、11 月 26 日（フリメール 6 日）のミュティウス-スケヴォラ・セクションの集会では、代表を議会に送り、請願することを決議している。そして、同セクションの「児童」が議会で「小学校の組織化を一刻も早く実現することを懇願するために出頭する」ことになった<sup>42</sup>。すなわち、9 月以来滞っている審議を督促し、圧力を加え始めたのである。

## 第 2 節 ブキエ法の施行と民衆組織

この時期の公教育の検討をめぐっては、前章でも述べたように、唐突に提出されたブキエ案を、B.バチコが「彼の案は単に彼の個人的な考えのみを表明しているのではなかった。この時期の政治的な脈絡からすると、彼の案は公安委員会の賛同なしに公会に提出されるはずがなかった」<sup>43</sup>と指摘しているように、公教育の検討をめぐって、政治的思惑の影響がみえ隠れしている。

ブキエ案の前半部分が 12 月 19 日（フリメール 29 日）に修正し採択され、ブキエ法として施行される 1794 年 3 月中旬までの期間、民衆組織はこれにどう反応したのであろうか。

---

<sup>42</sup> A.N., C 285, pl. 829, p. 11.

<sup>43</sup> バチコ、前掲書、730 頁。



1794年1月6日（共和2年プリュヴィオーズ17日）には、パリのミュティウス-スケヴォラ・セクションの集会で「小学校の早急な設立」が要望され、「祖国愛、知恵とあらゆる徳性の原理（*amour de la patrie, les principes de la sagesse et de toutes les vertus*）」をくみとれる初級読本が要求されている<sup>44</sup>。2月28日（ヴァントーズ10日）には、パリのサン-キュロット・セクションの集会でも、初等教育の組織化を請願することが次のように決議されている<sup>45</sup>。

教育が共和国のすべての児童にとり平等であるべきことに鑑み、各人がその自然権を最大限に享受するために必要な能力と美徳を得るようにすることが極めて緊急であることを鑑み、それがなければ、いかなる自由も、共和国もあり得なく、すべての平等の原理をすべての若い市民たちの魂に生まれるようにし、育ち、成熟するようにすることが必要不可欠であること<sup>46</sup>、

に鑑みて、独自の教育案を提案している。この教育案は、前年に廃案になったルペルティエ案をほぼ踏襲したもので、その後に検討され決定されたブキエ案とは異なる内容となっている。

また、同セクションの民衆協会では会員たちが、「国民公会が公教育について中断することなく専念するように、国民公会へ行く必要がある。

---

<sup>44</sup> A.N., C292, pl. 936, p. 14.

<sup>45</sup> ソブール『フランス革命と民衆』、130頁；B.N., Lb40 2131.

<sup>46</sup> B.N., Lb40 2131(2), p. 1.

(中略) 民衆はもう一度決起して国民公会を強制し、議事に教育を加えることを強いる必要がある」(同年 3 月 4 日)<sup>47</sup>とまで宣言している。

さらに 4 月に入っても、学校が設立されていないという苦情を示す記録もある。アル-オ-ブレ・セクションの委員 *commissaire* は、

場所も教科書も設備もすべて、ないものばかりであった。地区もコミューンも学校設立に十分な資力をもっていなかった。ジェルミナール 19 日、アル-オ-ブレの委員は、県に自分の地区には学校施設がまったくないことを報告した。少年の学校と少女の学校を、それぞれ一校ずつ設立するために、委員は二つの国有建築物の使用を申請した。椅子や机については、刑務所に模様替えされたコレージュ・デュプレシのものを使用することを認めるよう要求した。県はこのアル-オ-ブレの委員を公教育委員会に同行することを、県職員に依頼することしかできなかった。それにしても、公教育委員会も国有財産の帰属を決定する権限はなかったのである<sup>48</sup>、

と証言しているのである。この反応からは、一見するとブキエ法が施行されたにもかかわらず、十分に実行されなかったのかというような疑問が生ずるかも知れない。

---

<sup>47</sup> A.N., CW76, d. 3, p. 195.

<sup>48</sup> ソブール『フランス革命と民衆』、130-131 頁; A.N., DXXXVIII2, d.

しかし、これらの証言は、まさにブキエ法の特徴を示しているのである。ブキエ法には学校の建物に関して、それを誰がどのように確保し、提供するのかが、それを定めた条項はない。それは、B. バチコが指摘するように、「最小限の能力さえあれば、すべての市民が制限なしに学校を開設し、教えることができる」ことを前提としており、国の関与は規定されていなかったからある<sup>49</sup>。しかしその一方で、前述したように民衆協会の集会や祭典等のために、放棄された教会や旧司教館を公共物として接收し利用させるという条項を備えていた（第4部第2条）。教科書についても、1794年3月中旬になって、ようやく前年12月19日に棚上げとされていた教科書に関する条項について、公教育委員会で言及され始めたのである。

このように、ブキエ法は後半の部分（原案の第4部、第5部）を未決定のまま3月中旬を迎えた。それゆえ、サン-キュロット・セクションでは2月28日の集会で「独自」の教育案を提案し<sup>50</sup>、3月4日には、「国民公会が公教育について中斷することなく専念するように、国民公会へ行く必要がある」とまで宣言したのであろう<sup>51</sup>。

以上、各セクションと民衆協会の総会等における教育に対する要求を、決議や請願という形式でみてきた。パンテオン-フランセ・セクション

---

<sup>49</sup> バチコ、前掲書、731頁。

<sup>50</sup> *Section des Sans-Culottes, Etrait des registres des délibérations.*  
(B.N., Lb40 2131)

<sup>51</sup> 拙稿「フランス革命期の公教育検討とパリ民衆組織 — モンターニュ派国民公会期（1793～1794年）を中心に」『総合科学研究』第22号、2014、17-18頁。

を除くすべてのセクションが、具体的な教育像を描き、それを要求としてまとめている。フォブール-モンマルトルやフォブール-サンタントワヌの3セクションのようにセクションの経済・産業構造に沿った教育案を提出しているところもある。前章でとりあげた、この同じ時期の議会における議員たちの公教育に対する取り組みと比べても、なんらの遜色もない。むしろ、議員たちの議論がややもすると机上の空論に近く、理念ばかりが強調されていることに対して、パリのセクションや民衆協会では教育理念と具体的施行とが包摂された教育案を提起していたのである。特に、ブキエ案には、民衆組織に対する議会側による禁止や圧力が、条文の中で民衆組織の存在の軽視や純粹科学、学術的あるいは教育的権威の排除というかたちで織りこまれており、民衆組織の役割を教育法に含めることによって、表面的には民衆組織を尊重する体裁をとりながら、実際には民衆組織の役割を固定化し、限定することが含意されていた。

近代公教育思想へと発展するフランス革命期の公教育を検討する主役は、議会や公教育委員会 *commission del'instruction publique* であり、その委員たちの出自は、聖職者や貴族、知識人であった。

一方、公教育、特に初等教育の対象者と考えられたのは、国民の大多数をしめる民衆である。この時期の民衆は、「助言と代表をかいして統治に参加することができるとは考えられていない」<sup>52</sup>とみなされており、公教育の検討の全過程を通じて、民衆は教化の対象に過ぎなかったかのように扱われている。

---

<sup>52</sup> 小林「フランス革命期の公教育と公共性」、102頁。

## おわりに

本章では、モンターニュ派国民公会期（1793－1794年）におけるパリの各セクションや民衆結社の動向を精査し、集会の議事録やさまざまな請願等を通じ、具体的な要求を考察し、教育に対する民衆の関りを確認した。

この時期の民衆について柴田は、1793年の5月末から6月2日にかけてパリ民衆が蜂起し、実質的な力を発揮することになり、「総動員令」（8月23日）、「革命軍の設置」（9月9日）、「反革命容疑者逮捕法」（9月17日）や「総最高価格令」（9月29日）などは民衆が議会に圧力をかけた結果、成立した法令であると描出しており<sup>53</sup>、一定の政治的発言力を強めていたと述べ、民衆の政治的、経済的存在を肯定しているが、公教育に関する民衆の要求と政府組織とのかかわり合いについて、具体的、歴史的な様相は、ほとんど明らかにしていない。

国内の文献では、梅根が国民公会期のパリ市内のセクションの動きについて触れ、

この教育計画（ルペルティエ案）に対して的確な反応を示した民間組織は、わずかにパリの地区のみであった。しかしその動きは緩慢かつ穏健なものであった。8月20日、ロンバール地区が13日の公会決定を白紙にもどし、ルペルティエ＝六人委案の無修正可決、強制的学寮教育方式の採用を議会に請願することを決

---

<sup>53</sup>柴田三千雄『フランス革命』（岩波現代文庫）（岩波書店、2007年）、174-175頁。

議し、他の 47 地区に同調のよびかけを行なった」（丸括弧内は  
本論文筆者が補記）

と述べるにとどまっている<sup>54</sup>。A.ソブールにおいても、パリ市内の各セクション等における教育に対する要求に言及しているが、それらは時系列で、しかもごく簡略な記述にとどまり、その意義づけ、すなわち国民公会における公教育案検討との連関や要求の内容について詳細に論じていないことは、本論文の序論で指摘した通りである。なお、国民公会以前の各議会でも同様であって、民衆の行動について言及した記述は非常に少ない。

本章では、国民公会への請願、セクション等における集会等の記録に基づき、公教育の検討に対する民衆組織の姿勢や反応を分析することを通じて、国民公会や公教育委員会の議員だけが公教育を検討したのではなく、民衆の要求を具体的に提示し、民衆組織による自律的な検討過程を明らかにした。

さらに、国民公会の議会と民衆をめぐる関係の変化を、「ルペルティエ案」から「ブキエ案」の検討過程に投影させることによって、モンターニュ派国民公会期の公教育検討の特質を明らかにした。93年憲法を一度は成立させた議会、議員たちが徐々に民衆たちから離反し、やがてはテルミドールの反動によって凋落を迎える過程を考察することを通じて、人民主権の棄却と革命の終焉が密接に関連していたのである。

---

<sup>54</sup> 梅根『フランス教育史Ⅰ』、145頁。

終章

最後に、各章の結論を整理しつつ、本論文の結論について述べたい。

序章で述べたように、パリ・コミューンの歴史的評価は時代状況に応じて特定の党派がくだす教条主義的なパリ・コミューン解釈に基づき、一定の型に当てはめて単純化することがおこなわれてきた。そのひとつに、多くの先行研究において、パリ・コミューンの中枢機関である議会や各種委員会の意思決定に関心が集中してきたことが挙げられる。これらの中枢機関が地域の活動を指導して行政をすすめ、それにインターナショナル・パリ支部が大きな影響を与えたという言説が中心をなしてきたのである。すなわち、パリ・コミューンの施策は、上からの指導による「社会主義的」運動であったという、極めて一面的な視点に基づく歴史事象として位置づけられる傾向にあった。

パリ・コミューンについて、その民衆の役割に着目した先行研究がまったくなかったわけではない。しかし、それらの研究は、従来のパリ・コミューン像を踏襲するにせよ、批判的に修正するにせよ、民衆の役割を社会主義運動の一環として収斂させるという視点を変えることはなかった。

本論文では、民衆と民衆組織の運動が、モンターニュ派国民公会期のパリ・セクションや民衆結社、J.ヴァルレたち民衆活動家の運動と、民衆による主権の行使という点で通底していたものとして考察をすすめた。これらの考察を通じてみえてきたのは、これら二つの民衆運動において、民衆たちは地域の実情に応じて、地域独自の運動を自律的にすすめたという事実である。

ユニテ・セクションが 1793 年 9 月 3 日に発表した声明では、政府が法的な措置として施行する以前に、経済的あるいは社会的要求として、食料の確保、公教育案の早期決定や反革命容疑者等についての処断を求



めていた<sup>1</sup>。その直後に、「一般最高価格法」（9月29日制定）と「反革命容疑者法」（9月17日制定）が実際に、政府によって施行されたのである。サン-キュロット・セクションでは、ブキエ法の一部が施行された後でもなお、廃案になったルペルティエ案と同様の教育理念を求める決議が1794年2月28日に行われただけでなく<sup>2</sup>、同セクションの民衆協会は公教育の実施をめぐり、決起を促す宣言（3月4日）さえも発している<sup>3</sup>。ちなみに、当時のユニテ・セクションとサン-キュロット・セクションの貧困市民率、能動的市民率はそれぞれ、6.5%と26%と、12.5%と14.5%で、両セクションの住民の経済的傾向は大きく異なっており、前者では貧富の差が比較的少なく、後者では大きい。また、両セクションの要求の内容には、特にこれといった共通点は見いだせないが、それぞれに社会や政治の動向を反映しつつ、なお政府の議会や委員会とは別に、自律した地域の意見が表明されているのである。

特に、公教育についてはより具体的で、地域の実情の反映がみられた。ミュティウス-スケヴォラ・セクションの「リュクサンブール愛国者協会」の初等教育の発足を求めた、1793年3月17日の決議では、道徳や国家に対する義務といった公民として教育と同時に、授業日を週二日（日曜日、木曜日）に限定し、日曜日は午前10時から正午（場合によっては午後1時）、木曜日は夜間（午後5時から7時）とすることや教科書を協会が提供すること、法的な権利や共和国について学ぶことなど

---

<sup>1</sup> A.N., C271, pl. 665, p. 35.

<sup>2</sup> B.N., Lb40 2131(2), p. 1.

<sup>3</sup> A.N., CW76, d. 3, p. 195.

が明らかにされている<sup>4</sup>。同年 7 月 4 日のフォブール・モンマルトル・セクションの請願でも、「農業や技芸を錬磨し、国民的産業に飛躍的な発展をもたらし、商工業に活力を与える」教育が求められ<sup>5</sup>、この同日のフォブール・サントワーヌの 3 セクションでもこの請願とほぼ同じ内容の宣言をおこなった<sup>6</sup>。住民の貧困率からみると、ミュティウス・スケヴォラ・セクション、フォブール・モンマルトル・セクション、フォブール・サントワーヌの 3 セクションでは、それぞれ 4.6%、15.5%、35%と大きく異なるが、共通しているのは実際的な教育を求めた具体的な内容である。

同時に、どの請願、声明や宣言、要求に共通しているのは、共和国や母国への愛、専制者への憎しみの表明である。ここには、議員たちと共通のスローガンである「共和国の賛美」や「反革命容疑者の処分」を表明することによって同調の姿勢をとりつつ、議会や委員会で公けに検討されている公教育案を意識し、地域の利害に沿った公教育案の実施を求めた民衆の堅実で、したたかな姿が見えてくるのである。

フランス革命期における、以上のような民衆運動の考察が、約 80 年の歳月を経たパリ・コミューンにおける民衆組織の行動の意義を照射するのである。

パリ・コミューンにおいては、議会によって社会的改革が試みられたが、実際にそれらの改革を実行したのは各地域の民衆組織であった。しかも、その実行の様態は単純ではなかった。第 7 区の議員 R.ユルバン

---

<sup>4</sup> B.N.Mss.Nouv.Acq.Fr. 2704, p.146.

<sup>5</sup> A.N., C261, dossier 573, pièce 18.

<sup>6</sup> Archives parlementaires, LXVIII, p. 256.

による教育の非宗教化は、聖職者たちの追放という強引な手法をともな  
ったが、隣接する第 8 区では、教育代表委員を務める E. ヴァイヤンと  
いう議会の中心的な議員を擁していたにもかかわらず、実質的な区行政  
の権力は議員 J. アリクスが掌握し、現状に沿った穏健な教育行政を指  
導した。死亡あるいは負傷した国民衛兵の家族に対する支援は、実生活  
にかかわることでもあり、さらに地域の実情が強く反映されていた。こ  
れらの地域における行政や民衆組織においても、議会の権威を尊重しつ  
つ、それぞれ独自性を発揮し、実質的な指導権を握っていた。

フランス革命とパリ・コミューンは、それぞれの中に民衆運動が存在  
していた。しかも、この運動を支えた民衆たちは幅広い社会階層と社会  
的結合関係によって構成されており、地域ごとの多様性を備えていたの  
である。

このような点を踏まえて、論文全体の構成を二部に分け、最初にパ  
リ・コミューンにおける人民主権の展開を公教育の検討を通じて考察し、  
それに続けて、フランス革命期の公教育の検討過程を考察した。

第 1 章では、パリ・コミューン議会と教育委員会、各区の行政組織  
や民衆組織の関係を共時的ならびに通時的な観点により分析することを  
通じ、以下の諸点について、パリ・コミューンの性格と構造を明らかに  
した。

第一に、パリ・コミューンの成立の契機となったのは、パリ市の自治  
権を認めさせることにあったことを、民衆たちの運動の中核を担った国  
民衛兵や二十区共和主義中央委員会、インターナショナル派による声明、  
宣言等によって確認した。

第二に、パリ・コミューンの公教育政策を担当した教育委員会は、途  
中に大きな改編があり、改編前と後ではその委員会の性質は大きく変化

したことを確認した。この改編の意義は、地域の教育活動と深く関係しているが、多くの先行研究では、この改編の原因を顧慮することなく、新旧の教育委員会について交錯した論述をおこなったために、論述の内容に矛盾がみられたが、本論文は先行研究を修正しつつ、改編の意味を確認した。

第三に、パリ・コミューンの政治理念に関する先行研究では、公安委員会の設置をめぐる議会内の多数派と少数派間の論争に収斂させるという傾向があることを指摘したうえで、パリ・コミューンにおいては、命令的委任によって議員と民衆とが関係づけられており、中央（コミューン）と各区（地域）との関係とその構造を解明することこそが、パリ・コミューンの構造の特徴を明らかにするものであることを確認した。そのため、区におけるさまざまな様態の行政組織の存在を確認したうえで、コミューン議会との関係を第 11 区、12 区、17 区について比較し、論述した。さらに、区行政における教育委員会や学校行政の実態について、第 3 区、7 区、8 区、12 区、17 区の史料をもとに確認した。

第四に、公教育を受ける児童と保護者をとりまく社会状況と識字率の相関関係の分析を通じて、保護者の公教育観や児童の就学実態を確認し、「新教育協会」による教育の改革を考察した。

第 2 章では、パリ・コミューン下における民衆の主権の行使を、以下の諸点について、民衆組織の形成過程と実際の活動の考察を通じて確認した。

第一に、帝政期から臨時国防政府期における公開集会の開催状況について、テーマや集会の運営方法を考察し、その特徴について述べ、併せて、帝政下の第 20 区メニルモンタン地区で開催された公開集会と臨時国防政府期に第 7 区のプレ-オ-クレルク・クラブにおける教育問題をテ

ーマとした議事録を引用し、民衆組織において教育問題が課題となり、継承されていたことを確認した。

第二に、臨時国防政府期において形成された民衆組織である、監視委員会（二十区中央委員会）の開催状況について、テーマや集会の運営方法を考察し、帝政期の公開集会を継承しつつも、組織の構造上の変化が生じていたことを確認した。すなわち、第 4 区の「社会主義クラブ」にみられるように、公然集会（受動的会員）と非公然組織（能動的会員による執行組織）の二重構造へと変化したことを明らかにした。

第三に、パリ・コミューンが成立した後の民衆クラブにおける集会について、その議題や運営方法などについて比較、分析し、併せて、第 11 区のプロレテール・クラブの会員名簿と議事録を照合することにより、公開集会から民衆クラブまでの運営方法は本質的には大きな変化はなく、民衆組織として基本的な原則である会員全員の平等性が維持されていたことを、議長、議長補佐、事務局の各回ごとの投票による選出体制等において確認した。

第四に、民衆組織はパリ・コミューン議会、議員との関係では「命令的委任」という形式をとる直接民主制を志向していたことを、クラブや監視委員会等の活動記録により確認した。従って、民衆クラブとその会員たちが実際に関与していた行政機構は、コミューン議会ではなく、地域の行政をおこなう区役所であり、区行政だったことを明らかにした。区の行政委員会に占める民衆組織関係者の比率は、第 8 区では区行政委員 8 名のうち区監視委員会委員が 6 名（75%）、第 14 区では 9 名の行政委員うち 4 名が監視委員（約 44.4%）、第 7 区では区行政委員 10 名のうち 2 名（20%）がプレ-オ-クレル・クラブの会員、第 11 区

では区行政委員 8 名のうち 3 名 (37.5%) がプロレテール・クラブの会員であった。

第 II 部では、パリ・コミューンの議会や民衆組織における運動理念とモンターニュ派国民公会期の民衆運動との連関を検討した。なぜならば、互いに敵対し合うパリ・コミューンと草創期の第三共和政は、それぞれの体制内に共和派という共通の基盤を有しておりながら、パリ・コミューンは民衆運動に基づいた教育制度の改革を目指し、第三共和政内部の教育改革者たちは体制内改革を進めたからである。この折、パリ・コミューンは民衆組織を中心に、たびたびフランス革命期、特にモンターニュ派国民公会期の議会と民衆運動への言及がみられた。1871 年 3 月 18 日のモンマルトルにおける騒擾に際しての国民衛兵の中央委員会の声明、公教育の無償制と非宗教性に関して 5 月 12 日に発表された第 4 区区役所の声明、『ル・ペール-デュ-シェーヌ』紙や『ル・プロレテール』紙に掲載された記事等、地域行政やメディアにおいて、フランス革命期の民衆組織の活動と 1871 年のパリ・コミューンとの関連が述べられているのである。

第 3 章では、第一に、革命下で検討された多くの教育案のうち、モンターニュ派国民公会期を代表する教育案「ルペルティエ案」の検討過程を考察するために、議員たちが抱く民衆像を分析し、ルペルティエ案の中心課題として位置づけられた公教育の「無償制」「義務制」および「理念」「民衆イメージ」に対する議員たちの意見を比較検討した。議員たちの意見に共通するのは、理想とする新しい国家体制「共和国」を建設するために、最小限の国庫負担で実施できる公教育を採択することであったことを明らかにした。

第二に、ルペルティエ案は、全寮制の初等教育を導入するなど、父母と児童との隔絶や財政的な問題を指摘されたため、義務制に関する部分を削除（全寮制を否定）して可決されたが、公教育をどのような方向へ進めるべきかという議論のなかに、圧倒的多数の貧しい民衆を主体とする社会の再建という議論は、ついにみられなかったことを確認した。

第三に、ブキエ案の検討過程においては、ジャコバン派内部の政治的抗争の影響が強く投影され、公安委員会とそれに結びついた勢力が描く「徳の共和国」の建設のための手段として公教育が構想されたことを明らかにした。

上記の検討からみえてきたことは、公教育を検討する立場にある議員たちの理想や希望、そして政治的思惑や限界である。公教育の義務制や無償制といった概念が、民衆たち個々人の社会的平等を目指すものなのか、議員たちが求める共和国という国家体制に相応し人間を育成するためだったのかという点である。

この課題は、1871年3月のパリ・コミューンの発足直前に実施された、2月の国民議会選挙における二つの共和国の選択という選挙テーマとして甦るのである。すなわち民衆の自律的な組織に基づく「人民主権の共和国」か、民衆たちがその主権を議員たちに委ねる「国民主権の共和国」か、という選択である。

第4章では、共和国の建設という名目の下で、民衆たちを教化するための公教育案を検討する議会に対して、パリの民衆組織（セクションや民衆協会）でも公教育を検討していたことを考察し、以下の諸点を明らかにしつつ、民衆組織の自律性を確認した。

第一に、民衆組織で検討された教育案は、具体性があり、しかも流動化する政治状況や議会、検討委員会での公教育案の影響もみられ、セク

ション等における社会的結合関係や経済・産業活動を反映した教育案であることを確認した。

第二に、ブキエ案の前半部分が承認され、法として施行された 1793 年末から 1794 年 4 月までの期間、民衆組織はこれに対して、要望（1794 年 1 月 6 日（共和 2 年プリュヴィオーズ 17 日、ミュティウス＝スケヴォラ・セクション）、決議（2 月 28 日（ヴァントーズ 10 日）、サン＝キュロット・セクション）、申請（ジェルミナール 19 日、アル＝オ＝ブレ・セクション）等、さまざまな方法で対応したことを確認した。

第三に、ブキエ案の審議における追加や変更には、折からの民衆組織に対する議会側の禁止や圧力が、条文の中で民衆組織の存在の軽視や純粹科学、学術的あるいは教育的権威の排除というかたちで表れており、民衆組織の役割を教育法に含めることによって、表面的には民衆組織を尊重する体裁をとりながら、実際には民衆組織の役割を固定化し、限定することが含意されていたことを確認した。

以上、本論文は、人民主権という政治概念を一旦社会のなかに置き、地域に根ざした民衆の自律的な活動として再定義し、その構造を分析することを通じて、パリ・コミューンにおける人民主権の展開過程を明らかにした。既に述べたように、パリ・コミューンの解釈をめぐるのは、当時の政治、社会情勢とその後の社会主義運動の影響から、イデオロギ一的な解釈が強くみられた。表舞台となったコミューン議会では、議員数はもとより、インター派の議員たちが主要な委員会のポストを占め、施策を発表したという、目に見える実績があったからである。これに対して、民衆たちは地域の組織において多様で、極めて重要な活動を担いながらも、いつの時代でもそうであるように、目に見えにくい存在であ



った。印刷物等の公けにされた史資料を丹念に読み、文書史料館が所蔵し、必ずしも利用し易いように分類されている訳ではない多くの手稿類に記された断片的な事実をつなぎ合わせ、丹念に分析することを通じて、その活動を明らかにしなければならないからである。パリ・コミューンの場合は、戦火による消失があっただけでなく、弾圧をおそれて多くの文書が隠滅された可能性が大きい。コミューン議会が設置した各種の委員会の議事録は、これまで一切見つけることはできなかった。帝政崩壊とともに結成された多数の民衆組織やクラブの議事録についても、ごく少数が押収されて、今日に伝えられているだけである。このような、研究上の困難さが、パリ・コミューンの解釈をめぐって、教条主義的でステレオタイプ化したコミューン像をもたらすと同時に、民衆組織の役割がややもすると軽視されてきたことの要因でもあった。

パリ・コミューンの解釈をめぐっては、成立後に発表された施策、公安委員会の設置と内紛、軍事的対応の不備などを主要テーマとし、これまで盛んに議論されてきたが、それは本質的な議論ではない。人民主権という政治体制がいかに行きわたったのか、それを具体的に見える形でわれわれに提示したのが、パリ・コミューンだったからである。

言い換えれば、主権が国民にあり、議会制民主主義の政治体制をもつ多くの国々において、人民の主権をどのように行使すべきなのかという今日的な課題に対するひとつの答えでもある。パリ・コミューンは文字通り、血と汗を以て、われわれに歴史の教訓を伝えているのである。

(資料6) パリ・コミュン期教育運動関係の動き(1871年3月～5月)

\*この表は、パリ・コミュン官報、パリ・コミュン議会議事録等の一次資料から採録し、作成した。

日	曜	パリ・コミュンにおける教育運動	パリ・コミュン全体の動き/フランス国内情勢/ 国際情勢
3月			
1	水		ドイツ軍パリ入城/国民議会講和条約批准
2	木		
3	金		「国民衛兵・共和主義同盟」結成、規約を採択
4	土		
5	日		
6	月		
7	火		
8	水		
9	木		
10	金		国民議会、ヴェルサイユ移転を決定/貸貸料、商業手形支払い猶予令廃止
11	土		
12	日		
13	月		
14	火		
15	水		国民衛兵中央委員会を構成
16	木		
17	金		
18	土		早朝、モンマルトルにて民衆蜂起
19	日		
20	月		
21	火		
22	水		リヨンでコミュン形成の動き
23	木		マルセイユでコミュン成立/インターパリ支部が宣言を発表
24	金		パリ区長たちの調停が失敗/ナルボンヌでコミュン成立

日	曜	パリ・コミューンにおける教育運動	パリ・コミューン全体の動き/フランス国内情勢/ 国際情勢
25	土		国民衛兵中央委員会がパリ市民へアピール発表/リヨンでコミューンが失敗
26	日	第11区社会主義者・民主主義者・共和主義者選挙委員会による教育に関する原則のアピール	パリでコミューン議会選挙実施
27	月		パリ市庁舎にて、パリ・コミューン成立の宣言と式典を挙
28	火		
29	水	コミューン教育委員会(J.Valles, Goupil, Lefevre, Urbain, A. Leroy, Verdure, Demay, Dr. Robinet, Miotの9名を任命とその役割について)の設置	パリ・コミューンが10委員会を設置/パリ・コミューン布告(家賃支払猶予令、徴兵の廃止)
30	木		
31	金	第3区ニコラデシャン教会クラブが民衆の政治教育を提唱	
4月			
1	土	E.Goupil博士を教育委員会代表に任命/教育委員会と新教育協会代表団と会談、学校を教会から分離し、児童の無料義務教育を要求する請願書を手交/教育問題は基本的問題であり、「この解決がなければ早急に重大な改革は遂行できないであろう」と、請願書は述べている/コミューン議員達は、急激な教育改革が必要と声明/マコン市急進派委員会が教育の無償、義務、ライセンスと教会と国家の分離、宗教予算の廃止を要求	
2	日	新教育協会声明を発表。ヴェルサイユ側との戦闘で死傷した国民衛兵の家族を扶養することを決定	パリとヴェルサイユ戦闘開始/パリ・コミューンは共和国行政府A.Thiersたちを起訴/パリ・コミューン布告(公務員の選挙による任命、公務員の賃金最高額の決定、兼職禁止、贈収賄等は軍法会議に)
3	月	通告(電信局長が電信学校への生徒募集)	パリ・コミューン布告(宗教と国家の分離、宗教予算廃止、教会財産の国家財産へ移管)/モン・ヴァレリアンでの戦闘、Flourens戦死
4	火	戦闘にて死亡した家を扶養することを決定(J.O.←4/2 議事録)	パリ・コミューン国民衛兵退却、Duval戦死
5	水	第8区は体育学校にて体育教員、軍事体操等の生徒(16歳-20歳)を募集	パリ・コミューン布告(人質に関する)/Dombrowskiがパリ要塞司令官に
6	木	教師、保護者へ教育問題(教育課程、方法、法律)についての集会開催(毎週日曜、木曜)の呼びかけ	
7	金		
8	土	第17区教育委員Rama署名による教育改革案	パリ・コミューン議会決定(国民衛兵戦死者家族への年金支払い)
9	日	初等教育機関で働く教師を募集	
10	月	パリ防衛のために死亡したすべての人々の寡婦、孤児に対する年金、教育費と教育、そのための特別委員会、調査委員会の設置を決定	フリーメイソン団体がヴェルサイユ側と調停、失敗しコミューン側として活動開始
11	火		
12	水	教育委員E.Goupil博士が辞任	パリ・コミューン布告(ヴァンドーム円柱の破壊)

日 曜	パリ・コミューンにおける教育運動	パリ・コミューン全体の動き/フランス国内情勢/ 国際情勢
13 木	第17区教育委員Rama署名による教育改革案を発表	
14 金	教師、保護者へ教育問題(教育課程、方法、法律)についての集会開催(毎週日曜、木曜)を呼びかけ	ドイツ帝国憲法発布、ビスマルク、初代宰相就任
15 土	初等教育について、世俗教師の雇用を要請(二十区代表委員会)	ジュネーブの国際会議、パ・コミューンに対する声明/ポルトガル・リスボンの『ディアロ・デ・ノティシアシエ』紙には国際会議の活動が記事として掲載
16 日	初等教育について、パリ二十区代表委員会が、ライシテの教師を学校、孤児院が必要としていると、教育委員会へ通知/第11区は戦死した国民衛兵の遺児のための特別の学校を設置するため調査、委員会を設置し、物理的・精神的に支援することを布告	パリ・コミューン議会補欠選挙実施/パリ・コミューン議会決定(支払猶予令 18日官報に掲載)/パリ・コミューン布告(放棄工場の徴発)/イギリス・ロンドンのハイパークにて、民主主義同盟が主宰するパリ・コミューン支持の大衆集会開催
17 月	初等教育について、校長の経歴を提出させる要請(教育委員会)/医学校の教師たちが授業を放棄している件について教育委員会が対応策を提案	
18 火		
19 水	新教育協会の集会開催の通知(毎日曜、木曜)議題:公教育の法律について	パリ・コミューン、「フランス人民への宣言」(コミューン綱領)を発表/イギリス・ロンドンの『スタンダード』紙にパリ・コミューンの政策が掲載される
20 木	教育代表委員にE.Vaillantを任命	パリ・コミューン布告(夜業と職業紹介所)
21 金	新執行委員会の教育委員(Courbet Verdure, Miot, Valles, J.-B. Clementを任命)/第14区代表委員は児童の通学証明がない場合は手当を給付しないことを布告	パリ・コミューン執行委員会、再編される
22 土	教育代表委員E.Vaillant 教育に関する権限は文部省、教育委員会等にあると通知/第10区第10師団委員会議長Leroudierが男子校の設置を通知(ライシテ教師による授業、科目について詳細に説明)	ベルギー・ブリュッセルの『リベルテ』誌にパリ・コミューン擁護の記事が掲載される
23 日	第3区議員(4名)によるライシテ学校を3校設置したことの報告/新教育協会とパリ社会コミューン女性委員会(Comite des Femmes de la Commune Sociales de Paris)が合同会議"公共福祉と公教育についての会議"を開催	
24 月		
25 火		パリ・コミューン、空き家の徴発
26 水	第8区コミューン議員J.Allix、第8区における学校数と児童数、受け入れ体制の必要性「新教育校」の設置と学習課程について、「パリ社会コミューン協会」設置について発表/新教育協会、新しい教育方法に基づく全般的な教育プログラムを提案(以前に「女性の権利の要求」で提案されたもの)	ヴェルサイユ軍、イシー・レ・ムリーヌを占領
27 木	第12区ではキリスト教系学校の修道士と修道女が運営を停止したので、教師を募集/新教育協会 教師、保護者への教育問題アピール(教育課程、方法、法律)	パリ・コミューン布告(労働者への業務上の罰金禁止、ブレア教会の破壊)

日	曜	パリ・コミューンにおける教育運動	パリ・コミューン全体の動き/フランス国内情勢/ 国際情勢
28	金	議会議事録には「農村の人々へ」が掲載され、教育の平等の基盤になることを訴え/第3区では学用品の無料配布を発表(コミューン議員4名署名)	
29	土	E.ヴァイヤンは、初等および職業教育の各区での進め方について、「教育組織委員会」を設置し、Ramaら4名を任命	国民衛兵、イシー要塞を放棄、すぐにロセルが再占領
30	日	第5区コミューン議員(3名)が、新聞UniversとPatrieが第5区の学校について誤った情報を流していることなどについて声明/第5区アラ街にて国民教育プログラムの実施について、集会の呼びかけ(F.David, Langlois, Garnierの3氏)	パリ・コミューン執行委員会はクリュズレ將軍を逮捕し、後任にロセルをあてる/国民議会地方選挙に共和派が多数選出される
5月			
1	月		パリ・コミューン、公安委員会を設置
2	火	第18区にてアルメイユ街の公立学校男子校を5月3日午前8時から再開するので、子弟が授業を受けることを希望する父母は手続きをとることを発表し教師Lagardeが署名	官報記事「ドイツ・ハノーヴァーにおける3,000名の社会主義者集会においてパリ・コミューン支持のアピール採択」
3	水		ヴェルサイユ軍、ムーラン・サケ砲壘類占領
4	木		
5	金	第8区、コミューン議員J.Allix、女子のための新教育学校、職業教育のための特別学校設置、暫定クラスの発足について/ 第10区Leroudier、父親が戦死した子弟のための職業学校・施設が開設される	
6	土	職業教育について、第5区のローモン街にあったジェズイット教団が以前使用していた施設を利用し、職業学校を開校/区を問わず、12歳かそれ以上の年齢の入学者希望者を募集	パリ・コミューン布告(公設質屋について)/パリ・コミューン教育ライセンス委員会は職業学校開校(ローモン街)を通知/パリ・コミューン公安委員会決定(ルイ16世贖罪堂の破壊)
7	日		
8	月	第8区に、新公立学校をピアンフザンス街に設置。女子生徒学校では、5~7歳、7~9歳、9~12歳の女子を受け入れ/特別学校を設置し、ここでは男女両性の生徒のためのデッサンを教える。この他、女性のための作業場を設置	パリ・コミューン国民衛兵、イシー要塞から撤退/A. Thiersはパリ市民に最後通牒通告
9	火		パリ・コミューン公安委員会を設置/ヴェルサイユ軍、イシー要塞占領
10	水	代表委員E.Vaillant、芸術家連盟の報告書に基づき、美術品の管理についての結論	ヴェルサイユ側、フランクフルトにて、独仏講和条約調印
11	木	代表委員E.Vaillant、いまだ教室に十字架や聖画があり、その撤去を求める	

日	曜	パリ・コミューンにおける教育運動	パリ・コミューン全体の動き/フランス国内情勢/ 国際情勢
12	金	代表委員E.Vaillant、デッサン学校を再開し、「女子のための工芸職業学校」として設置し、学習課程を提案/第4区コミューン議員(5名) 第4区は無償の学校を住民に提供する、人件費について、教育の理念(フランス革命において確認された理念を引用)について声明/第8区、母を失った子供は、コミューンの費用で養育され、社会に出るために必要な教育を受けるとの声明	
13	土	代表委員E.Vaillant、教育委員会は、旧教育委員会により任命された初等学校、声楽校の視学官を解任すること、新たにコミューンによって管理されること、各区は世俗教育を行っている教員の一覧表を提出することを要請	ヴェルサイユ軍、ヴァンヴ要塞を占領
14	日	代表委員E.Vaillant、多くの区では未だ、聖職者たちが抵抗し、ライシテの教育に従っていない。早急に実施することを要請	
15	月	教育代表委員会、音楽コンセルヴァトールの教師は今月20日に教育委員と会合をもち、今後の件について話し合うこと/教育代表委員、コミューン学校の授業がこの2日間休みだったが、本日から再開/第10区では、両親が戦死し孤児となった生徒のための施設・学校を設置し、その養育、生活に必要な措置を生徒および寡婦に対してとると声明	パリ・コミューン、公安委員会の改編をめぐり、多数派と少数派が対立
16	火	芸術家連盟委員会E.Vaillant、デッサン・塑像教授の教師は、今月19、20、21に芸術家連盟委員と会合をもち、教育について話し合うことを発表	パリ・コミューン、ヴァンドームの円柱を倒壊/ヴェルサイユの国民議会、独仏講和条約を承認
17	水	議会議事録、教育委員代表委員E.Vaillantが発言し、ライシテ教育の重要性について述べた後、その実施状況について官報に記載することを提案、了承される/ 教育代表委員E.Vaillant、コミューン革命は社会主義的性格をもつことから、平等を実現するために教育改革の必要性/職業教育のためのインターンシップの実施など、早急に検討すると発表/ 第14区教育代表委員(Lebrun)、今月15日に受け取った通知に回答し、ライシテの教師一覧表と聖職者教師一覧表を教育代表委員会へ送付	パリ・コミューン教育委員会通知/国民衛兵死傷者への補償金、嫡出と私生児の差別廃止/パリ・ラップ街での爆発事件
18	木	チュルゴ校長、博物学の教師が不足しているので募集している/第3区コミューン代表委員 学校委員会議長Bibalの下、3名の委員を孤児院の管理にあたらせることを布告、48時間以内にライシテの措置が施行されているか報告し、その状況を官報に記載することを通知	パリ・コミューン公安委員会、10新聞を禁止/国民議会、フランクフルト条約を批准
19	金	第3区コミューン議員のために、事務長(Leon Jacob) 4月16日に決定したとおりすべての聖職者教師に代わってライシテの教師にし、第3区はこのような変更を約20校について実施し、同様に修道女の学校についても実施し、学用品は無償とすることとし、教師は販売しないことになった	
20	土		フランクフルトで独仏講和条約正式調印

日	曜	パリ・コミューンにおける教育運動	パリ・コミューン全体の動き/フランス国内情勢/ 国際情勢
21	日	教育代表委員 (E.Vaillant)、布告(女子学校の教育をおこなうための委員会を設置。委員会はAndre Leo, Jaclard, Reclus, Sapiaにより構成する。) 教育組織委員会 (Andre, Dacosta, Manier, Rama, Sanglier) 教育代表委員 E.Vaillant 承認/職業学校に登録した青年は今月22日月曜日より登校すること。未登録の青年も同様である。このインターンシップの教師として応募する労働者は労働交換委員会、組合会議所に応募するよう要請	ヴェルサイユ軍、無抵抗でパリに突入
22	月		公安委員会、戦闘を呼びかけ/Dombrowski戦死/パリ・コミューン側、人質を処刑/ヴェルサイユ軍、シャンゼリゼを占領、第15区、第16区を占領
23	火		ヴェルサイユ軍、モンマルトル、バティニョル、第18区占領
24	水		パリ・コミューン、市庁舎を放棄し、第11区役所に撤退/ヴェルサイユ軍、フランス銀行、証券取引所、ルーヴル、パレ・ロワイヤル、パンテオン占領
25	木		パリ・コミューン、第11区役所を撤退、Delescluze 将軍戦死/ヴェルサイユ軍、セーヌ左岸を占領/ドイツ帝国議会で社会民主党代議士 A. ベーベルがパリ・コミューン擁護の演説
26	金		パリ・コミューン、Milliere 銃殺される
27	土		ヴェルサイユ軍 ベール・ラシェーズ 基地にて国民衛兵を大量に銃殺/ベルギー政府、入国拒否者リストの発表
28	日		すべての戦闘が終了、Mac-Mahon 将軍「パリは解放された。秩序・労働・安寧は回復されるであろう」とパリ市民へ直言
29	月		パリ・コミューン、ヴァンセンヌ要塞降伏
30	火		K. マルクスがロンドンにて、「フランスの内乱」を発表
31	水		

## 参考文献

### I. 史料

#### 1. 一次史料

##### Bibliothèque Nationale (B.N.).

- ・ Mss. Nouv. Acq. Fr. 2704, p. 146. リシュリユール館が所蔵する史料で、リュクサンブール愛国者協会の 1793 年 3 月 17 日の総会決議を記した史料である。
- ・ Lb40 2131(2), p. 1. フランソワ＝ミッテラン館が所蔵する史料で、1794 年 2 月 28 日のサン-キュロット・セクションにおいて公教育を要求することが決議されたことを示す史料である。

##### Archives Nationale (A.N.).

- ・ C258, dossier 533, pièce 19.
- ・ C261, dossier 573, pièce 2. 民衆地区であるフォブール＝サン-タントワーヌ・セクションにおける民衆たちの 93 年憲法の支持と教育の要求を決議した、1793 年 7 月 4 日の文書で、モンターニュ派国民公会期の公教育に対する民衆の意識が表明されている。
- ・ C261, dossier 573, pièce 18.
- ・ C272, dossier 673, pièce 47. パンテオン＝フランセ・セクションにおいて、同年 9 月 12 日に決議された文書で、民衆の法意識と教育との関連を示す文書。
- ・ CW76, dossier 3, pièce 195. 1794 年 3 月 13 日にサン-キュロット・セクションにおける発言の記録で、民衆の活動が議会に影響力をもつこと、教育制度が未実施であることを述べた文書。



・ D XXXVIII 2, dossier 17.

Archives Historiques du Ministère de la Guerre (A.H.G.).

・ Ly16.

・ Ly20. 1871年3月から5月にかけての国民衛兵の中央委員会の活動を制度面から反映する規約類が収録されている。

・ Ly22. 第1区のサン-ルー教会クラブ *Club de l' Eglise St. Leu*、第3区のニコラ-デ-シャン・クラブ *Club communal de Nicolas des Champs*、第10区共和主義クラブ *Club ou Cercle Républicain des 10e arrondissement*、第11区のプロレテール・クラブ *Club des Prolétaires*、第18区のサン-ベルナル教会クラブ *Club de l' Eglise St. Bernard* と女性クラブ *Club des femmes, ambulancieres et pétroleuses* 等の民衆組織の活動を示す文書が収録されている。

・ Ly26. コミューン議会の文書群、月別に整理された事務局、執行委員会などの文書が含まれている。第11区の議員 J.P. ジョアナル (*Johannard*) への通知 *notification no. 157* は、コミューンと区行政との関係を示す文書である。

・ Ly27. 各区の行政組織に関連する文書と、第14区監視委員会 *Comite de Vigilance* に関する大量の文書が含まれており、これらの区の民衆組織と区行政の実態を反映する文書。この他、第4区社会主義者クラブ *Club socialiste du 4<sup>e</sup> Arrondissement* のクラブ規約等が収録されている。

・ 8J 10 d126. (*Louis Adolphe Bertin* 調書)

・ 8J 10 d548. (*Bourlet* 調書)

- ・ 8J 147 d1256. (Jules Victo Delaruelle 調書)
- ・ 8J 187 d458. (Capellaro 調書)
- ・ 8J 345 d48. (Parthenay 調書)

**Bibliothèque historique de la Ville de Paris (B.H.V.P.).**

・ Ms. 1125, Fol. 113. は、第 11 区のプロレテール・クラブの機関紙『ル・プロレテール』紙の予約登録簿を収録しており、5 月 3 日と 4 日の予約者リストがある。

**Archives de Préfecture de Police (A.P.P.).**

・ Ba364-4. 第 16 区の区議会議事録 *Procès verbaux* (1871 年 4 月 1 日～15 日) を収録。

・ Ba364-5. 第 5 区の公教育の確立について記した文書 A. シカール (Sicard)、第 15 区の教育の非宗教化について記した文書 (4 月 26 日、V. クレマン (Clement)、第 17 区における教員たちの活動を示す文書 (4 月 8 日、*Aux instituteurs et institutrices des écoles et salles d'asiles communales*) 等を収録。

・ Ba364-6. コミューンによる視学官サピア (Sapia) の任命に関する文書、コミューンが設置した職業学校に関する文書、第 6 区、7 区、15 区、17 区における教育関係の施策に関する文書、教育代表委員 E. ヴァイヤン宛ての書簡等、各区 (第 6 区、8 区、12 区、17 区) から教育代表委員 E. ヴァイヤンに宛てた書簡、関係文書を収録している。

**Archives de Paris (A.P.).**

- ・VD3-0013. 第4区の教員集会(1871年4月13日)の議事録、第4区サン-ポール教会の接收(1871年4月7日)を記録した日誌、第5区区長D.T.レジェールの学校予算横領問題関係文書、第7区の区行政の人事文書などがある。いずれも区行政に関わる事件、実態を示す史料
- ・VD3-0014. 第11区における帝政崩壊後の区行政が主体となった教育の世俗化運動(1870年10月)に関する文書が収録されている。
- ・VD3-0015. 第17区における教員たちの教育改革の要求が記された文書、人事文書、食糧配給カード、国民衛兵給与支払い票などが収録されており、同区の実態を鮮明に映し出す史料群である。
- ・VD6-568. セーヌ-エ-マルヌ県の郡教育委員会 *délégué cantonaux* の文書、no.1(1852-1878), no. 2(1857-1859)の二つのファイルを収録。
- ・VD6-570. 1856年におけるパリ第10区の公立初等学校一覧表(相互教育校5校、宗教系校6校の所在地、男子校4校、女子校4校、成人男子校2校、成人女子校1校等の種別、相互教育校5校、修道僧校2校、修道尼校4校)に関する詳細と、教師への給与配布表、1851-73年の時期のパリ第7区の初等教育学校の視学官の文書、教員給与表等の文書を収録。
- ・VD6-696. パリ第12区学校状況一覧(1857年1月31日)があり、ここには、公立学校男子校8校(世俗系3校929名、宗教系5校1,419名)、公立女子校(世俗系3校631名、宗教系6校1,363名)、私立学校(男・女、無料・有料)、成人学校(男・女、公立・有料)、幼稚園(公立・私立)等の詳細も記されている。また、同カルトンには、パリ第5区の初等教育校の概要がまとめられた印刷パンフレット(1870年刊)があり、ここには、男女別学校数、生徒数、幼稚園につ

いての記述がみられる。このカルトンの史料は、パリ市内における初等学校の学校行政、教師の動向、生徒の実態が詳細に示されている。

- ・ VD6-704. 1856-1874年の第6区における学校設置申請書を収録。
- ・ VBIS7R1-3. 第10区の初等教育委員会議事録、第1回(1850年12月)～第68回(1868年11月)を収録。
- ・ VD6-568. セーヌ-エ-マルヌ県の郡教育委員会 *délégué cantonaux* の文書、no.1(1852-1878), no. 2(1857-1859)の二つのファイルを収録。

## 2. 刊行史資料

### 法令集

*La Législation de l'instruction primaire en France depuis 1789 jusqu'à nos jours, recueil des lois, décrets, ordonnances, arrêtés, règlements... suivid'une table... et précédé d'une introduction historique, par Octave Gréard,.... t.3 : 1848-1863, t.4: 1863-1879, t.5 : 1879-1887, Paris, s.d.*

MICHEL, Henry, *La loi Falloux, 4 janvier 1849-15 mars 1850*, Paris, 1906

### 統計書

*L'enseignement primaire et ses extensions: annuaire statistique, 19e - 20e siècle, Paris, 1987.*

Chambre de commerce et d'industrie (Paris). *Statistique de l'industrie à Paris : résultant de l'enquête faite... pour... 1860*, Paris, 1864.

LOUA, Toussaint., *Atlas statistique de la population de Paris*, Paris, 1873.

Ministère du travail et de la prévoyance sociale, *Statistique générale de la France, Salaires et coût de l'existence : à diverses époques, jusqu'en 1910*, Paris, 1911

書誌

*Guide des sources de la Commune de Paris et du mouvement communaliste (1864-1880)*, Paris et Île-de-France, Paris, 2007.

LEQUILLEC, Robert, *Bibliographie critique de la Commune de Paris 1871*, Paris, 2006.

国民議會調查記錄

BRAME, Jules, *Enquête parlementaire sur les actes du Gouvernement de la Défense nationale*, Paris, 1872.

議事録

*Archives parlementaires de 1787 à 1860, premier serie (1787-1799)*, Paris, 1899-1912.

BOURGIN, G. et HENRIOT, G., *Procès-verbaux de la Commune de 1871*, 2 vols., Paris, 1924, 1945. (略、P.V.C.)

*Les Comités d'Instruction Publique sous la Révolution, Principaux Rapports & Projets de Décrets. Québec, 1992.*

GUILLAUME, M.J.(éd.), *Procès-verbaux du Comité d'instruction publique de la Convention nationale, 6 vols., Paris, 1891-1907.*

Id., *Procès-verbaux du Comité d'instruction publique de l'Assemblée législative, Paris, 1889.*

官報

*Réimpression du Journal officiel de la République Française sous La Commune, Paris, 1871. (略、J.O.)*

*Les séances officielles de l'Internationale à Paris pendant le siège et pendant la Commune, Paris, E. Lachaud, 1872.*

布告・声明ポスター集

MAILLARD, Firmin, *Elections des 26 mars et 16 avril 1871 : affiches, professions de foi, documents officiels, clubs et comités pendant la Commune, Paris, E. Dentu, 1871*

*Les murailles politiques françaises, Paris, 1874. (略、M.P.F.1874)*

*Les murailles politiques de la France pendant la Révolution de 1870-71, Paris, s.d. (略、M.P.F., Clarétie)*

*Les murailles politiques françaises : depuis le 4 septembre 1870. Paris, 1873-1874. (略、M.P.F., Chevalier)*

Bibliothèque nationale de France, *Collection de Vinck.* (略、  
C.V.)

ROSSEL, A., 1871 *La Commune ou l'expérience du pouvoir par  
l'affiche et l'image*, Paris, 1970

新聞

*Journaux de la période de la Commune de Paris.*[microform]  
*Paris, 1967)*

*Bulletin communal.*( S.Froumov, *La Commune de Paris et la  
démocratisation de l'école*, p. 211)

*La commune.* no. 1(20 mar., 1871)-60(14 mai, 1871)

[microform] (*ibid.*,pp.109, 126-128,150-

151,158-161,192-195,200-203)

*Le cri du peuple.*no. 1(22 fév., 1871)-83(23 mai, 1871).

*La montagne.*(*ibid.*, p.181)

*Le père duchène.*(*ibid.*)

*Le prolétaire.*(*ibid.*, pp.111)

*Le rappel.*(*ibid.*, pp.123-125)

*Le réveil du peuple.* no. 1(18 avr., 1871)-34(22 mai, 1871)

[microform] (*ibid.*)

*La révolution politique et sociale.*(*ibid.*, p.119-120)

*Le vengeur.* no. 1(20 mar., 1871)-56(24 mai, 1871)

[microform] (*ibid.*)

LAVEAUX, J. Ch.(red.),*Journal de la Montagne* ([Reprod.])  
1793-1794. (Gallica)

LAVEAUX, J. Ch.(red.),*Journal de la Montagne* ([Reprod.]) 1793-1794. (Gallica)

<モンターニュ派国民公会期の公教育委員会委員の主著>

BOUQUIER, Gabriel, *Rapport et projet de décret formant un plan général d'instruction publique.* (C.M.B., T1750.5).

Id., *Rapport et projet de décret sur le dernier degré d'instruction,* Paris, 1794. (C.M.B., T1750.6).

COUPÉ, Jacques Michel, *Motion d'ordre sur la discussion de l'instruction publique.*(C.M.B., T.1776.9).

LEPELLETIER DE SAINT FARGEAU, Louis-Michel, *Plan d'éducation nationale de Michel Lepelletier.* (C.M.B., T2292.7).

LEQUINIO, Maria Joseph, *Éducation nationale : plan proposé à la Convention nationale dans la séance du 2 juillet.* (C.M.B., T1866).

ROMMES, Charles Gilbert *Projet de décret sur les écoles nationale,* Paris, 1793. (Gallica).

Id., *Projet de décret sur le modèle de jugement du concours ouvert pour les prix d'architecture, de sculpture & de peinture, présenté au nom du Comité d'instruction publiques,* [Paris] : Imprimerie nationale, 1792. (C.M.B., T1925.5bis)

Id., *Révision du décret pour l'organisation des premières écoles , faite par le Comité d'instruction publique.* (C.M.B., T1711. 42).



SIÈYÈS, Emmanuel Joseph et al., *Projet de décret pour l'établissement de l'instruction nationale*. Paris, 1793.

<J.ヴァルレの主著>

VARLET, Jean, *Déclaration solennelle des droits de l'homme dans l'État Social*, Paris, 1793.

Id., *Projet d'un mandat spécial et impératif aux mandataires du Peuple à la Convention Nationale*, Paris, 1792.

Id., *Vœux formés par des Français libres, ou, Pétition des sans culottes, signé sur l'autel de la patrie pendant trois jours, & présentée à l'Assemblée nationale : revêtue de 50 pages de signatures*, Paris, 1792. ( C.M.B.t100.[59] )

## II. 研究資料

### 1. 外国語文献

ALLEMANE, Jean, *Mémoires d'un communard*, Paris, 1981.

ARSAC, J. d., *Les conciliabules de l'Hotel-de-Ville comptes-rendus des séances du Comité Central et de la Commune*, Paris, 1871.

AUSPITS, K., *The radical bourgeoisie: the Ligue de l'Enseignement and the origins of the Third Republic 1866-1885*, Cambridge, 1982.

- BACZKO, Bronislaw, *Instruction publique*, in *Dictionnaire critique de la Révolution française*, Paris, 1992.
- BIDOUZE, René, *72 jours qui changèrent la cité*, Pantin, 2001.
- Id., *La Commune de Paris telle qu'en elle-même*, Pantin, 2004.
- BOURGIN, George, *La guerre de 1870-1871 et la Commune*, Paris, 1971
- BRUHAT, Jean et al. *La Commune de 1871*, Paris, 1960.
- BURSTIN, H., *Le faubourg Saint-Marcel à l'époque révolutionnaire*, Paris, 1983.
- Id., *L'invention du sans-culottes*, Paris, 2005.
- CHAPOULIE, Jean-Michel, <<L'organisation de l'enseignement primaire de la IIIe République>>, *Histoire de l'éducation*, no. 105, jan. 2005, 2005.
- CHOURY, Maurice, *La Commune au coeur de Paris*, Paris, 1967.
- CLÉMENT, Jean Baptiste, *Le Club de la Redoute*, Paris, 1868.
- DALISSON, Rémi, *Les trois couleurs, Marianne & l'Empereur*, Paris, 2004.
- DALOTEL, Alain et al, *Aux origines de la Commune*, Paris, 1980.
- DAUTRY, Y., SCHELER, L., *Le Comité central républicain des vingt arrondissements de Paris*, Paris, 1960.
- DECOUFLÉ, André, *La Commune de Paris (1871)*, Paris, 1969.
- DELMAS, Guillaume, *La terreur et l'église en 1871*, Paris, 1871.
- DOMMANGET, Maurice, *L'enseignement, l'enfance et la culture sous la Commune*, Paris, s.d., p. 24.

- DUVEAU, Georges, *La pensée ouvrière sur l'éducation pendant la second République et le second Empire*, Paris, 1948.
- EDWARDS, Stewart (ed.), *The communards of Paris, 1871*, New York, 1973.
- Id., *The Paris Commune 1871*, London, 1971.
- FAURÉ, Christine, (ed.), *Political and historical encyclopedia of women*, New York, 2003.
- FOURIER, Albert, <<Edouard Vaillant: Délégué à l'Enseignement>>, *L'Europe*, 1970.
- FROUMOV, Sergei, *La Commune de Paris et la démocratisation de l'école*, Moscou, s.d.
- FURET, Furet, OZOUF, Mona, *Dictionnaire critique de la Révolution française*, Paris, 1988.
- GARIN, Joseph, *Petite histoire de la paroisse et consécration de l'église Saint-Ambroise de Popincourt*, Paris, 1910.
- GREVET, René, *École, pouvoir et société (fin XVIIe siècle-1815)*, Lille, 1991.
- GREW, R., HARRIGAN, P.J., *School, state, and society: the growth to elementary schooling in nineteenth-century France, a quantitative analysis*, Ann Arbor, 1991.
- JACQUEMET, Gérard, *Belleville au XIXe siècle du faubourg à la ville*, Paris, 1984.
- JOHNSON, Martin Phillip, *The paradise of Association*, Ann Arbor, 1996.

- JULIA, Dominique, *Les trois couleurs du tableau noir, La Révolution*, Paris, 1981.
- LAVELEYE, Émile, *L'instruction du peuple*, Paris, 1872.
- LECANUET, Edouard, *L'église de la France sous la troisième République*, t. 1, Paris, 1910
- LEFEBVRE, George, <<Foules révolutionnaires>>, *Annales historiques de la Révolution française*, 11. Année, No. 61, 1934 ; ; G. ルフェーヴル (二宮宏之訳) 『革命的群衆』 (岩波文庫) (岩波書店、2007年)
- LEFRANCAIS, Gustave, *Étude sur le mouvement communaliste à Paris en 1871*, Neuchâtel, 1871.
- LISSAGARAY, Prosper Olivier, *Histoire de la Commune de 1871*, Bruxelles, 1876.
- LOUIS-ALBERT, *Les orateurs des réunions publiques de Paris en 1869*, Paris, imp. 1869.
- MAILLARD, Firmin, *La légende de la femme émancipée : histoires de femmes, pour servir à l'histoire contemporaine*, Paris, [1886].
- MAITRON, Jean(dir.), *Dictionnaire biographique du mouvement ouvrier français*, 6 vols., Paris, 1961-1971.
- MARTIN, Jean-Clément, *Nouvelle histoire de la Révolution française*, Paris, 2012.
- MARTIN-FUGIER, Anne, *La place des bonnes*, Paris, 1979.
- MARX, Karl, *Der Bürgerkrieg in Frankreich*, Berlin, 1891.

- Mayeur, François, *Histoire de l'enseignement et de l'éducation*,  
3, Paris, 1981.
- MOILIN, Tony, *Programme de discussion pour les sociétés  
populaires*, Paris, 1868.
- MOLINARI, G. de, *Les clubs rouges pendant le siège de Paris*,  
Paris, 1871.
- POMPÉRY, Édouard de, *La question sociale dans les réunions  
publiques. Revendication du prolétaire*, Paris, 1869.
- PRESSENSÉ, Edmond de, *Les réunions publiques à Paris et les  
élections prochaines*, Paris, 1869.
- PROST, Antoine, *Histoire de l'enseignement en France 1800-  
1967*, Paris, 1968.
- PROUDHON, Pierre-Joseph, *De la capacité politique des classes*,  
nouvelle éd., Paris, 1865.
- QUARTATARO, A.T., *Women teachers and popular education in  
nineteenth-century France*, Newark, 1995.
- ROSANVALLON, Pierre, *L'état en France de 1789 à nos jours*,  
Paris, 1990.
- ROUGERIE, Jacques, << L'A.I.T. et le mouvement ouvrier à Paris  
pendant le événements de 1870-1871 >>, in *1871, Jalons  
pour une histoire de la Commune de Paris*, Assen, 1973.
- Id., *Paris libre 1871*, Paris, 1971 ; J.ルージュリ 『1871 民衆の  
中のパリ・コムューン』 (上村祥二・田中正人・吉田仁志訳、ユニ  
テ、1987年)

- ROUSSELLE, A., *Le droit de réunion et la loi du 6 juin 1868*, Paris, 1870.
- RUDÉ, G. *Ideology and popular protest*, London, 1980 ; G. リューデ (古賀秀男等訳) 『イデオロギーと民衆抗議』 (法律文化社、1984)。
- SCHULKIND, Eugene W., <<The activity of popular organizations during the Paris Commune of 1871>>, *French historical studies*, Vol. 1, no. 4, 1960.
- Id., *The Paris Commune of 1871*, London, 1972.
- Id., <<Socialist women during the 1871 Paris Commune>>, *Past and Present*, no. 106, 1985
- SOBOUL, Albert, « De la révolution française à la Commune de 1871 », *La Pensée*, No. 158, 1971.
- Id., A., *Les sans-culottes parisiens en l'an II : mouvement populaire et gouvernement révolutionnaire, 2 juin 1793 - 9 thermidor an II*, 2. éd., Paris, 1962.
- SUTTER-LAUMANN , *Histoire d'un trente sous (1870-1871)*, Paris, A. Savine, 1891.
- THOMAS, E., *The women incendiaries*, London, 1966.
- TROTSKY, L., *Dictatorship vs democracy: terrorism and communism*, New York, 1920.
- VITU, Auguste, *Les réunions électorales à Paris, mai 1869*, Paris, 1869.
- VITU, Auguste, *Les réunions publiques à Paris, 1868-1869*. 3e éd., Paris, 1869.
- VUILLAUME, Maxime, *Mes cahiers rouges*, Paris, 1908-1914.

WOLFE, Robert, <<The Parisian Club de la revolution of the 18th arrondissement 1870-1871>> *Past and Present*, no. 39, 1968

Id., *The origins of the Paris Commune: the popular organization of 1868-71*, a thesis presented to Harvard University, 1965. Thesis(Dr.)

## 2. 邦語文献

天野知恵子「1793年パリの革命婦人協会」『史学雑誌』、第90巻6号、1981年。

同「フランス革命期の初等教育をめぐって」『愛知県立大学外国語学部紀要』、36、2004年。

井上すず『ジャコバン独裁の政治構造』（御茶ノ水書房、1972年）。

梅澤収「フランス初等教育無償法（1881年6月16日法）の成立過程研究」『東京大学教育行政研究室紀要』、第7号、1988年。

同「19世紀フランス初等教育財政と学校金庫」『東京大学教育学部紀要』、第28号、1988年。

梅根悟監修『フランス教育史・I、II』（世界教育史大系9、10）（講談社、1975年）。

瓜生洋一「ジャン＝ヴァルレ著『社会状態における人権の荘厳な宣言』」『九大法学』、24号、1972年。

萩路貫司「フランス第三共和制前期初等教育財政の成立とその特徴」『福島大学教育学部論集』、35号、1983年。

荻野豊「公開集会から民衆クラブへ — 第二帝政期とパリ・コミューン

期の民衆意識」『西洋史学』、125号、1982年。

大仏次郎『パリ燃ゆ』、1-6（朝日新聞社、1983年）。

尾上雅信「近代フランスにおける『教育の世俗化』に関する考察 - パリ・コミューンを具体的事例として -」『筑波大学教育学系論集』、第8巻第2号 1981年。

尾上雅信「F.ピュイッソンの公教育思想に関する基礎的考察」（1）～（7）『岡山大学教育学部研究集録』、第125号～132号、2004年～2006年。

同「近代フランスにおける『教育の世俗化』に関する考察 - パリ・コミューンを具体的事例として -」『筑波大学教育学系論集』、第8巻第2号 1981年。

同「フランス第三共和政初期の教員養成改革に関する考察」（1）～（7）『岡山大学教育学研究集録』、第134号—141号、2007年—2009年。

桂圭男『パリ・コミューン』（岩波書店、1971年）。

桂圭男「パリ・コミューン期におけるインターナショナル組織の動向」『神戸大学教養部紀要・論集』、25号、1980年。

金子泰子「「国民主権」と「人民主権」：フランスの共和主義運動に見られる二つの君主主権否定原理（研究）」『お茶の水史学』、vol.42、1998年。

神山栄治『フランス近代初等教育制度史研究 1800-1815』（学術出版会、2009年）。

川口幸宏「la Commune de Paris 1871における近代公教育三原則の成立に関する研究・10,(1)(2)」『学習院大学文学部研究年報』、48輯、49輯、2001年、2002年。



木下賢一「パリ・コムューン前夜の民衆運動　－「労働の世界」と運動－」『社会運動史・1』、1972年。

木下賢一『第二帝政とパリ民衆の世界』（山川出版、2000年）。

木下賢一「第二帝政期パリの労働運動と民衆運動　－統計的研究の試み－」『駿台史学』、81号、1991年。

木下賢一「第二帝政期パリの労働運動と民衆運動（続）　－資料：人名リスト－」『駿台史学』83号、1991年。

喜安朗『夢と反乱のフォブール』（山川出版社、1994年）。

同『近代フランス民衆の〈個と共同性〉』（平凡社、1994年）。

教育科学研究会編『大阪「教育改革」が問う　－教育と民主主義－』（かもがわ出版、2012年）

P.クロポトキン（大沢正道等訳）『クロポトキン・1』（三一書房、1970年）。

小泉洋一「フランスの公立学校教育と宗教」『甲南法学』、46巻1、2号、2005年。

同「国家の非宗教性に関する憲法学的研究」『甲南法学』、51巻1号、2010年。

同『政教分離と宗教的自由』（法律文化社、1996年）。

同『政教分離の法』（法律文化社、2005年）。

小熊英二『わたしたちはいまどこにいるのか』（毎日新聞社、2011年）。

小林亜子「フランス革命における〈公教育〉と〈祭典〉」『教育史学会紀要』29、1986年。

同「フランス革命期の公教育と公共性」（安藤隆穂編『フランス革命と公共性』名古屋大学出版会、2003年、所収）。

小山勉「教育闘争と知のヘゲモニー」『九州大学法政研究』、61(3.4上)、1995年。

同「フランス近代国家形成と知の権力性の集権的制覇」『九州大学法政研究』、60(3、4)、1994年。

今野健一『教育における自由と国家』（信山社、2006年）。

阪上孝編訳『フランス革命期の公教育論』（岩波書店、2002年）。

柴田三千雄『近代世界と民衆運動』（岩波書店、1983年）

同『パリ・コミューン』（中央公論、1973年）。

同『パリのフランス革命』（東京大学出版会、1988年）。

同「パリ・コミューンにおける内部分裂について」（岡田与好編『近代革命の研究・下巻』東京大学出版会、1973年、所収）。

同『フランス革命』（岩波現代文庫）（岩波書店、2007年）。

白石正樹「人民主権の論理」『創価法学』、第4巻第1号、1974年。

杉原泰雄『人民主権の史的展開』（岩波書店、1978年）。

同『憲法の歴史』（岩波書店、1996年）。

同『民衆の国家構想』（日本評論社、1992年）。

A.ソブール（井上幸治監訳）『フランス革命と民衆』（新評論、1988年）；Soboul, A., *Les sans-culottes parisiens en l'an II*, Paris, 1968.

曾我雅比児「科学教育制度史試論」『岡山理科大学紀要』、29B、1994年。

竹中幸史『フランス革命と結社』（昭和堂、2005年）。

竹中孝史「理想の公教育への挑戦」（山崎耕一、松浦義弘編『フランス革命史の現在』山川出版、2013年、所収）。

遅塚忠躬『フランス革命』（岩波書店、1997年）。

辻村みよ子「<命令的委任法理>に関する覚え書き　－フランス革命期の議論を中心に－」『一橋研究』、2(3)、1977年。

同「フランス革命における1793年憲法の研究」、1(3)、1976年。

同「フランス1793年憲法とジャコバン主義・7」『成城法学』32、1989年。

J.デュクロ（小出峻訳）『パリ・コミューン』、上、下（新日本出版社1971年）。

G.デュビ、R.マンドルー（前川貞次郎ほか訳）『フランス文化史・Ⅲ』（人文書院、1970年）。

長井伸仁「一九世紀のパリ市議会議員」『帝塚山大学教養学部紀要』、56、1999年。

同「第三共和制期のパリ市議会議員　一八七一一一九一四」『史林』、82、1999年。

C.ニコレ（白井成雄、千葉通夫訳）『フランス急進主義』（白水社、1975年）

西岡芳彦「アレクサンドル・マジュラン　－第十二区の行政を支えた凡庸なコミューン兵士－」『明学佛文論叢』、38、2005年。

同「十九世紀におけるパリ民衆の政治意識　－ルイ・エティエンヌ・ドルガルの事例－」『明学佛文論叢』、42、2009年。

同「パリ民衆地区における国民軍と六月蜂起」『西洋史学』、151、1989年。

同「パリ・コミューンにおける地域組織の形成　－第十一区の小評議会を中心に－」『明学佛文論叢』、第39巻、2006年。

同「ポパンクール街区のコミューン兵士」『明治学院論叢』、561、

1995年。

野村啓介『フランス第二帝制の構造』（九州大学出版会、2002年）。

M.バクーニン（江口幹等訳）『バクーニン』、1（三一書房、1970年）。

平館利雄『パリ・コミューンと十月革命』（民衆社、1971年）。

平野宗明「第二帝政期におけるパリ市議会の機能」『人文学報』、385、2007年。

P.J.プルドン（三浦精一訳）『プルドン』、2、（三一書房、1972年）。

G.ブルジャン（上村正訳）『パリ・コミューン』（白水社、1961年）。

牧証名「パリ・コミューンと人民の教育権」（『牧証名教育学著作集・1』 エムティ出版、1998年、所収）

槇原茂「一九世紀後半フランスにおける民衆教育結社 — 「教育同盟」を中心に—」『史学研究』、第213号、1996年。

同「フランス公教育確立期の世論形成 — <教育同盟>の運動を中心に—」『島根大学教育学部紀要（人文・社会科学）』、第33巻、1999年。

松井道昭「パリ・コミューンの修史上の諸問題」『横浜市立大学論叢社会科学系』、第39巻第1号、1987年。

松浦義弘「「テルミドール9日のクーデタ」と48セクションの軍人組織」『一橋大学社会科学古典資料センター Study Series』66、2012年。

同「フランス革命と<習俗>」『史学雑誌』、第92輯第4号、1983年。

同『フランス革命とパリの民衆』（山川出版社、2015年）。

同「ロベスピエールと最高存在の祭典」『史学雑誌』、第 97 輯第 1 号、1988 年。

同「ロベスピエールとフランス革命」『思想』、938、2002 年。

松島鈞『フランス革命期における公教育制度の成立過程』（亜紀書房、1968 年）。

K.マルクス（木下半治訳）『フランスの内乱』（岩波書店、1952 年）。

K.マルクス（山川均訳）『フランスの内乱』（新潮社、1956 年）。

K.マルクス（村田陽一訳）『フランスの内乱』（大月書店、1970 年）。

K.マルクス、F.エンゲルス（ソ連邦共産党中央委員会付属マルクス＝レーニン主義研究所編、大内兵衛、細川嘉六監訳）『マルクス＝エンゲルス全集』、第 22 巻（大月書店、1971 年）。

水島治郎『ポピュリズムとは何か』（中央公論社、2016 年）。

宮内広利「地上の天国に一番近づいたとき」

(<http://members.jcom.home.ne.jp/nokato/data6.htm>

2011/5/3 アクセス）。

A.モロク（高橋勝之訳）『パリ・コミューン』（大月書店、1971 年）。

山口二郎『ポピュリズムへの反撃 —現代民主主義復活への条件』（角川書店、2010 年）。

H.リサガレー（喜安朗・長部重康訳）『パリ・コミューン』、上、下（現代思潮社、1968 年、1969 年）。

松野千鶴子「コミューンと民衆組織 —クラブ」『歴史評論』252 号、1971 年。

柳春生「フランス大革命における人民主権の問題について」『大憲論叢』、第 10 巻第 1 号、1969 年。

G. ルフェーヴル（二宮宏之訳）『革命的群衆』（岩波書店、2007

年)。

H.リサガレー『パリ・コムューン』上(喜安朗・長部重康訳、現代思潮社、1968年)。

H.ルフェーブル『パリ・コムューン』上下(河野健二・柴田朝子訳、岩波書店、1967年)。

V.レーニン(レーニン全集刊行委員会訳)『国家と革命』(大月書店、1952年)。

A.レオン(池端次郎訳)『フランス教育史』(白水社、1969年)。

渡辺和行『近代フランスの歴史学と歴史家』(ミネルヴァ書房、2009年刊)。